

**令和6年度沖縄県契約審議会
会 次 第**

日時 令和6年11月14日（木）

14:00～16:00

場所 県庁6階第2特別会議室

1 諮問書の手交

2 副知事挨拶

3 報告

- (1) 経緯（諮問の趣旨等）
- (2) 取組方針の改定に向けた今後のスケジュール（予定）

4 議事

- (1) 令和5年度答申の附帯意見に対する県の対応について
- (2) 令和6年度各部局等における取組実施状況について
- (3) 沖縄県の契約に関する取組方針の改定について

【配布資料】

資料1	出席者名簿	2
資料2	諮問書（写し）	3
資料3	報告	4
資料4	令和5年度答申の附帯意見に対する県の対応方針	5
資料5	各部局等における取組実施状況（令和6年度）	9
資料6	沖縄県の契約に関する取組方針における取組実施率	21
資料7	沖縄県の契約に関する条例に基づく取組方針（現行）	22
資料8	沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（公報）	35

令和6年度沖縄県契約審議会 出席者名簿

沖縄県契約審議会委員

	代表区分	氏名	現職名	備考
1	学識経験者	平敷 徹男	琉球大学名誉教授	会長
2		宮城 哲	弁護士 琉球大学法科大学院教授	
3		幸地 啓子	税理士 EY税理士法人沖縄事務所代表	
4		岡崎 暁	沖縄労働局労働基準部部長	
5	労働者団体	仲宗根 哲	日本労働組合総連合会沖縄県連合会会長	
6	経営者団体	田端 一雄	一般社団法人沖縄県経営者協会専務理事	
7		佐久本 和代	沖縄県中小企業団体中央会事務局長	
8		源河 忠雄	一般社団法人沖縄県建設業協会専務理事	

事務局構成員

	所属	職名	氏名
1	商工労働部	産業雇用統括監	砂川 健
2	総務部財政課	課長	真栄田 義泰
3	総務部管財課	課長	祝嶺 浩之
4	農林水産部農林水産総務課	工事検査指導監	山本 彰裕
5	商工労働部ものづくり振興課	課長	座喜味 肇
6	商工労働部中小企業支援課	課長	松本 一
7	土木建築部技術・建設業課	課長	安里 嗣也
8	出納事務局物品管理課	課長	新里 睦
9	警察本部会計課	課長	井上 毅
10	教育庁総務課	課長	平田 直樹
11	企業局総務課	欠席	
12	病院事業局経営課	課長	宮平 直哉
13	商工労働部労働政策課	課長	前原 秀規
14	商工労働部労働政策課	労政企画班長	大城 盛吾
15	商工労働部労働政策課	主幹	仲松 大一



沖縄県諮問商第6号

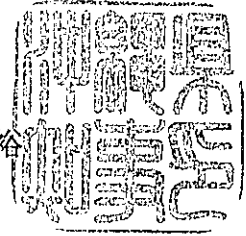
沖縄県契約審議会

沖縄県の契約に関する条例に基づく取組方針の改定について（諮問）

沖縄県の契約に関する条例（平成30年沖縄県条例第41号）第6条第5項において準用する第3項の規定に基づき、沖縄県の契約に関する取組方針の改定について諮問します。

令和6年11月14日

沖縄県知事 玉城 康裕



令和 6 年度沖縄県契約審議会 報告（次第 3 関係）

1 経緯（諮問の趣旨等）

- (1) 昨年度は、知事から沖縄県契約審議会に、沖縄県の契約に関する取組方針（以下「取組方針」という。）の改定について諮問を行い、令和 5 年 11 月 17 日に同審議会を開催したところ、令和 6 年 1 月 30 日に、その答申を受け、「取組方針の改定案は適当であると認められる」旨の意見をいただいたところである。
- (2) また、その答申の附帯意見として、
 - ア 取組方針に掲げる取組のうち未実施のものについて、各部局等は、実施の可否を早急に判断すること。実施可能なものは着実にスピード感を持って取り組むこと。
 - イ 清掃・警備業務委託については、労務費等の各経費ごとに適切な単価を設定し積算すること。また、最低制限価格については、その設定方法の見直しについて検討すること。さらに、年度途中での最低賃金額の改定を見込んだ予算の確保について検討すること。
 - ウ 県の公共調達に係る契約のうち工事請負契約以外の請負契約については、予定価格及び最低制限価格を事後公表することについて検討すること。
 - エ 電子入札システムにおけるデータ容量の拡充等の改修について検討すること。
 - オ 事業者等に対する経営改善の支援、技術者の育成等の取組を更に推進すること。等の御意見があった。
- (3) 今年度は、諮問書（資料 2）に記載のとおり、取組方針の改定について諮問を行うため、各部局等における取組実施状況を踏まえ、多角的な視点から御審議いただきたい。

2 取組方針の改定に向けた今後のスケジュール（予定）

- (1) 令和 6 年 11 月 14 日 契約審議会の開催（諮問を含む。）
- (2) 令和 7 年 1 月 契約審議会からの答申
- (3) " 2 月 取組方針の改定

令和5年度沖縄県契約審議会答申（令和6年1月30日付け）に対する県の対応方針

資料4

令和5年度答申附帯意見	対応方針
<p>1 取組方針に掲げる取組のうち未実施のものについて、各部局等は、実施の可否を早急に判断すること。さらに、実施可能なものは着実にスピード感を持って取り組むこと。</p>	<p>【労働政策課】 未実施の取組について実施の可否を判断するとともに、実施可能なものは着実に取り組むため、令和6年4月24日に、関係課長及び各部主管課長等が一堂に会する事務局会議を開催し、取組方針に掲げる各種取組を全庁一丸となって推進することとした。 さらに、今年度は、令和6年5月に取組方針の実施状況調査を行い（例年より前倒しで実施：令和5年度は8月に調査実施）、取組状況等について各部局等と調整を行った結果、ほとんどの部局等の取組実施率が8割を超える結果となった。</p>
<p>2 ①県の公共調達に係る契約のうち清掃・警備業務委託については、事業者等の適正な利益及び労働者の適正な賃金水準を確保するため、労務費等の各経費ごとに適切な単価を設定し積算すること。 ②また、最低制限価格については、直接経費等に配慮した上で、その設定方法の見直しについて検討すること。 ③さらに、年度途中での最低賃金額の改定を見込んだ予算の確保について検討すること。</p>	<p>【管財課】 ①管財課発注の清掃・警備業務においては、予定価格の設定において、建築保全業務積算要領、建築保全業務労務単価を参考に毎年度、最新の単価を採用し積算を行い適正な予定価格を設定している。 ②最低制限価格については、沖縄県財務規則で定められた価格と、最低賃金の増加率を反映させた価格を比較し、人件費が最低賃金を下回らないような対応をとっているところであるが、他県の事例も参考にしながらその設定方法について検討を行う。 材料費及び物品費については、建築保全業務積算要領において、人件費に連動して金額が増減する算定方法となっているため、人件費の上昇率を考慮することにより、材料費及び物品費の上昇分を予定価格及び最低制限価格に反映させられるようにしている。 ③人件費については、「建築保全業務労務単価」に直近の増加率を乗じて得られた額を基に予算要求を行うなど人件費の上昇に対応できるように取り組んでいるところである。また、人件費等が年度当初の想定を上回った場合は、双方協議のうえ単価の見直しを行う旨の条項を契約書に明記しているところであり、その場合は協議等を踏まえ適切に対応してまいりたい。</p> <p>【警察本部】 ①予定価格の設定においては、建築保全業務積算基準、建築保全労務単価を参考に毎年度、最新の単価を採用して積算を行い予定価格を設定している。 ②最低制限価格の設定においては、沖縄県財務規則に定められた比率で算出した価格と、最低賃金の前年比の増加率を加算した額を直接経費等に反映させ算出した価格を比較して高い方を採用している。 なお、建築保全業務積算基準において、直接物品費（材料費及び物品費）は直接人件費に物品費率を乗じて算出する方法となっていることから、最低賃金額の増加を考慮した直接人件費を算出することにより、直接物品費の上昇にも考慮した最低制限価格となっている。 ③予算要求に当たっては、建築保全業務労務単価に前年比の増加率を加算した額を基に積算していることから、年度途中における最低賃金額改定にも対応しうるものと考えている。</p> <p>【教育庁】 ①県立学校においては、最低賃金、建設保全労務単価や参考見積、近隣機関の落札率等を参考に予定価格を設定しており、落札率は96.2%と高い水準となっていることから、当該取組の趣旨である事業者の適正な利益は確保されているものと考えている。 ②最低制限価格については、県立学校等の出先機関では学校長（かい長）が設定しており、どのような方法で設定するかは各契約担当者の判断により実施しているところである。一方で、最低制限価格は直接人件費を含め直接経費及び一般管理費等を考慮し設定することは望ましいことから、他部局の検討内容を参考に検討していきたい。 ③教育庁は最低賃金の上昇を見込んだ上で予算を確保しており、見込みを上回る改定となった場合には、関係部局と調整を行っていく。</p>

	<p>【企業局】 ①清掃・警備業務委託の予定価格の設定は、最新の建築保全業務積算基準、建築保全労務単価を用いて積算し予定価格を設定をしている。受注者へは労働者に対し最低賃金法に規定する最低賃金額以上の賃金を支払うよう誓約書の提出を求めている。 ②清掃・警備業務委託について、ダンピングの防止や労働者の最低賃金法に規定する最低賃金額を下回らないようにするため最低制限価格を設定しており、平成26年には通知文を関係箇所へ通知し対応している。 材料費等の直接物品費の積算は、建築保全業務積算要領において、直接人件費の率により算定している。また、契約書において増加費用について協議が行えるよう定めている。 ③賃金上昇に伴う増加費用についても委託契約書において協議できるようにしており、増加費用に対応できるようにしている。</p> <p>【病院事業局】 ①清掃・警備委託業務については、複数業者から参考見積等を徴取し、最低賃金及び地域における市場価格を調査し、予定価格を設定している。 ②清掃・警備委託業務においては、最低制限価格を設定しておらず、見積による最低額を参考見積として取り扱い、落札者を決定し、その際労務費が最低賃金を下回らないよう確認している。契約書でも最低賃金額以上の賃金を支払うよう記載しており、仮に入札価格の労務費が最低賃金を下回った場合は、協議事項となる。なお、材料についても見積に含めており、市場価格と大きく乖離しないよう努めている。 ③人件費等が年度当初の予算を上回った場合等、単価見直しを行う旨の条項を契約書に記載している。</p>
<p>3 県の公共調達に係る契約のうち工事請負契約以外の請負契約については、ダンピング受注を防止するため、予定価格及び最低制限価格を事後公表することについて検討すること。</p>	<p>【財政課】 予定価格等の公表については、公表による効果及び影響の有無等も請負契約の内容等に応じて異なるものと想定されることから、各契約担当部署において個別に判断することになるものと考え。 なお、当課では、執行に当たっての基本方針等を「予算の執行方針」（R6.3.29総財第646号）として毎年度通知している。契約事務の適正な執行について「沖縄県の契約に関する取組方針等の趣旨を踏まえ、事業者等の適正な利益の確保を図るため、事業者との契約において価格変動等が生じた場合には、契約変更の必要性について明示的に協議を行い、必要に応じて契約変更に対応すること。」として各部局長へ通知している。 その他、ダンピング防止対策、適切な予定価格の作成等に関する事項等を定めた国からの通知「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」を関係機関へ送付し周知を図っている（R6.4.25総財第62号）。</p> <p>【警察本部】 工事請負契約以外の請負契約に係る予定価格及び最低制限価格を事後公表することについては、他部局の対応を情報収集するなどして検討を行いたい。</p> <p>【教育庁】 予定価格についてはダンピング受注防止のため、人件費（最低賃金や社会保険等の加入の有無）や資材コストを考慮し設定している。 また、予定価格などの公表については、清掃や警備業務を含む準委任契約や修繕、システム開発等と対象が広範囲に及ぶこと、教育庁は多数の出先機関を抱えていること、落札率が高い水準となっていることなどを考慮し検討することとする。</p> <p>【企業局】 建設工事に係る業務委託（磁気探査、地質調査、測量等）については、予定価格及び最低制限価格の事後公表を行っている。現在事後公表を行っていない指名競争入札による業務委託については、国などの動向を踏まえ検討する。</p> <p>【病院事業局】 工事請負契約以外の請負契約に係る予定価格及び最低制限価格については、人件費等を考慮し設定している。これらの事後公表については、請負契約の対象が広範囲に及ぶことなどを考慮し検討する。</p>

4	<p>事業者等の生産性の向上に資するよう、DX推進の一環として、電子入札システムにおけるデータ容量の拡充等の改修について検討すること。</p>	<p>【技術・建設業課】 現行のシステムについては、他自治体の取組状況等を参考にしながら、関係部局と協力・調整し取り組んでいるところである。</p>
5	<p>企業の稼ぐ力の強化を図るため、事業者等に対する経営改善の支援、技術者の育成等の取組を更に推進すること。</p>	<p>【中小企業支援課】 商工労働部では、支援機関や金融機関等と連携しながら、企業の設備投資やDXの推進等による生産性又は収益性の向上、商品・サービスの高付加価値化、企業の成長に資する資金繰り支援等、企業の「稼ぐ力」の強化に取り組んでいるところであり、引き続き、県内中小企業の持続的な成長に向け支援してまいりたい。</p> <p>【雇用政策課】 「沖縄県所得向上応援企業認証制度」の認証企業へのインセンティブ拡充について、関係部局や関係団体等に働きかけるとともに、同制度の更なる周知拡大により、企業所得を従業員に適切に分配し、給与の向上や正規雇用化に取り組む事業者等の増加を図ってまいりたい。</p> <p>【労働政策課】 技術者の育成等の取組については、経営課題の抽出に向けた研修や、人材育成計画の策定支援に加え、企業が自ら策定した人材育成計画に沿った経営課題の解決のための研修等に対する補助を実施している。 また、職業能力開発校における訓練環境の整備や職業訓練の実施のほか、認定職業訓練への経費補助、技能検定の実施普及等に取り組んまいりたい。</p>

【参考】令和4年度答申の附帯意見に対する県の対応方針について

令和4年度答申附帯意見	対応方針
<p>2 県の清掃・警備業務委託について、事業者が適正な利益を確保できるように、①労務費等のコスト上昇分の価格転嫁ができるよう県契約の標準単価に反映させることや、②公共工事の最低制限価格設定の方式にならない、最低制限価格のあり方の見直しについて検討していただきたい。</p>	<p>【管財課】 ①管財課発注の清掃・警備業務においては、予定価格の設定において、建築保全業務積算基準、建築保全労務単価を参考に毎年度、最新の単価を採用し積算を行い適正な予定価格を設定している。また、人件費等が年度当初の想定を上回った場合は、双方協議のうえ単価の見直しを行う旨の条項を契約書に明記している。 ②最低制限価格のあり方については、競争性・公平性を踏まえた慎重な対応が必要と考えている。</p> <p>【警察本部】 ①予定価格の設定においては、建築保全業務積算基準、建築保全労務単価を参考に毎年度、最新の単価を採用し積算を行い適正な予定価格を設定している。 ②沖縄県財務規則において定められた比率で算出した価格と、最低賃金に基づき算出した価格を比較して高い方を採用し、最低賃金を下回らないような措置を講じている。また、契約期間中において、法令等の改正により、人件費に変動がある場合は、双方協議の上、見直しを行うこととしている。</p> <p>【教育庁】 ①教育委員会では、建設保全労務単価等を参考に毎年度、最新の単価で積算を行い適切に予定価格を設定している。 ②最低制限価格のあり方の見直しについては、他部局の検討結果を踏まえ検討する。</p> <p>【企業局】 ①清掃・警備業務委託の予定価格の設定は、最新の建築保全業務積算基準、建築保全労務単価を用いて積算し予定価格を設定をしている。受注者へは労働者に対し最低賃金法に規定する最低賃金額以上の賃金を支払うよう誓約書の提出を求めている。また、賃金上昇に伴う増加費用についても委託契約書において協議できるようにしており、増加費用に対応できるようにしている。 ②清掃・警備業務委託について、ダンピングの防止や労働者の最低賃金法に規定する最低賃金額を下回らないようにするため最低制限価格を設定しており、平成26年には通知文を関係箇所へ通知し対応している。最低制限価格の設定については、今後も国などの動向を踏まえ適切に対応してまいりたい。直近の業務委託の落札率は、清掃業務で90.8%、警備業務で89.8%となっている。</p> <p>【病院事業局】 ①清掃・警備委託業務については、複数業者からの参考見積等を徴取し、最低賃金及び地域における市場価格を調査し、予定価格を設定している。 ②最低制限価格のあり方の見直しについては、他部局の検討結果を踏まえ検討する。</p>

各部署等における取組実施状況（令和6年度）

取組方針において、各部署等で実施済みのものは各部署等の取組状況欄に「■」を、該当がない場合は「／」を記入する。（空欄は未実施。昨年度から変更があった箇所は黄色で色づけ）
 令和6年度の調査において、取組部署等の追加があったものは「★」を記入し、当該部署等を下線で表記する。

取組方針（再掲を除く）					各部署等の取組状況																							
項目	取組番号	区分	取組内容	■実施済 ○未実施	取組部署	知事 公室	総務	企画	環境	生活 福祉	こども	保健	農林	商工	文化	土木	出納	企業 局	病院	議会	教育 庁	警察	選管	監査 委	人事 委	労働 委		
1 県契約の締結に当たって取り組むべき事項（第6条第2項第1号）																												
基本理念 1 「契約の締結に至る過程における透明性及び公平性の確保」	(1) 契約の過程及び内容の透明性の確保																											
	1	共通	随意契約（少額随意契約等を除く。）の契約実績を四半期ごとに取りまとめ、沖縄県公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）で公表する。	■	全部局等	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	2	共通	随意契約については、運用指針である「随意契約ガイドライン」等に基づき実施し、随意契約の適用については、公平な条件の下で競争性・合理性・経済性を客観的かつ総合的に判断する。	■	全部局等	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	★	3	工事 請負	入札に係る公告及び入札結果を沖縄県入札情報システムに掲載するほか、契約締結後においては、入札過程及び結果に関する事項を閲覧に供する。	■	総務部、環境部、農林水産部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	／	■	／	■	／	／	■	／	／	■	／	■	■	／	■	■	／	／	／	／		
	★	4	工事 請負	入札に係る発注見通しをホームページ等で公表する。	■	総務部、企画部、環境部、農林水産部、商工労働部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	／	■	■	■	／	／	■	■	／	■	／	■	■	／	■	■	／	／	／	／		
	★	5	工事 請負	予定価格及び最低制限価格は、事後公表とする。	■	総務部、企画部、環境部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	／	■	■	■	／	／	■	■	■	■	／	■	■	／	■	■	／	／	／	／		
		6	工事 請負	「沖縄県公共工事入札契約適正化委員会」を設置し、入札及び契約手続の運用状況等について学識経験者等の第三者へ報告し、意見を聞く。	■	知事部局、教育庁、警察本部	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	／	／	／	■	■	／	／	／	
	★	7	工事 請負	入札及び契約の過程に関する苦情については、苦情処理手続要領に基づき対応する。	■	知事部局、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	／	■	■	／	／	／	／	
		8	工事 請負	工事成績評定について受注者から説明を求められた場合は、工事成績評定通知実施要領に基づき速やかに回答する。	■	農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁	／	／	／	／	／	／	■	／	／	■	／	■	／	／	■	／	／	／	／	／		
	★	9	業務 委託	建設関連業務において、入札に係る公告及び入札結果を沖縄県入札情報システムに掲載するほか、契約締結後においては、入札過程及び結果に関する事項を閲覧に供する。	■	総務部、環境部、農林水産部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	／	■	／	■	／	／	■	／	／	■	／	■	■	／	■	■	／	／	／	／		

項目	取組番号	区分	取組内容	■実施済 ○未実施	取組部局	知事	総務	企画	環境	生活福祉	子ども	保健	農林	商工	文化	土木	出納	企業局	病院	議会	教育庁	警察	選管	監査委	人事委	労働委	
						公室																					
基本理念 1 「契約の締結に至る過程における透明性及び公平性の確保」(つづき)	★	10	業務委託 一般競争入札に係る公告及び結果の公表をホームページ等で行う。	■	知事公室、総務部、企画部、環境部、生活福祉部、子ども未来部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、議会事務局、教育庁、警察本部、監査委員事務局	■	■	■	■	■	■	／	■	■	■	■	／	■	■	■	■	■	／	■	／	／	
	★	11	業務委託 建設関連業務において、入札に係る発注見通しをホームページ等で公表する。	■	企画部、環境部、農林水産部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	／	／	■	■	／	／	／	■	／	／	■	／	■	■	／	■	■	／	／	／	／	
	★	12	業務委託 建設関連業務において、予定価格及び最低制限価格は事後公表とする。	■	総務部、企画部、環境部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	／	■	■	■	／	／	／	■	■	■	■	／	■	■	／	■	■	／	／	／	／	
		13	業務委託 建設関連業務において、「沖縄県公共工事入札契約適正化委員会」を設置し、入札及び契約手続の運用状況等について学識経験者等の第三者へ報告し、意見を聞く。	■	知事部局、教育庁、警察本部	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	／	／	／	／	■	■	／	／	／	／
	★	14	物品購入 一般競争入札に係る公告及び結果の公表をホームページ等で行う。	■	環境部、生活福祉部、保健医療介護部、農林水産部、出納事務局、病院事業局、教育庁、警察本部	／	／	／	■	■	／	／	■	／	／	／	■	／	■	■	／	■	■	／	／	／	／
		15	物品購入 オープンカウンター方式による契約状況（契約業者、採用価格）についてホームページで公表する。	■	出納事務局	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	■	／	／	／	／	／	／	／	／	／
(2) 競争の公正性の確保																											
	16	共通 契約の方式は、透明性、公正性が最も優れている一般競争入札を原則とする。	■	全部局等	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	17	工事請負 予定価格の設定に当たっては、最新の労務単価、資材等の実勢価格を適正・迅速に反映させる。	■	全部局等	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	18	工事請負 一般競争入札において、工事毎に入札参加資格要件等を定めるときは、入札参加資格委員会で審議し決定する。	■	知事部局、企業局、教育庁、警察本部	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
★	19	工事請負 指名競争入札における業者選定等は、指名審査委員会で審議し決定する。	■	農林水産部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	／	／	／	／	／	／	／	／	■	／	／	■	／	■	■	／	■	■	／	／	／	／	
	20	業務委託 建設関連業務及び庁舎等管理業務において、予定価格の設定に当たっては、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適正・迅速に反映する。	■	全部局等	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

項目	取組番号	区分	取組内容	■実施済 ○未実施	取組部局	知事	総務	企画	環境	生活福祉	こども	保健	農林	商工	文化	土木	出納	企業局	病院	議会	教育庁	警察	選管	監査委	人事委	労働委	
						公室																					
基本理念 1 「契約の締結に至る過程における透明性及び公平性の確保」(つづ)	★	21	業務委託	建設関連業務において、一般競争入札参加資格要件等を定めるときは、入札参加資格委員会で審議し決定する。	■	農林水産部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	/	/	/	/	/	/	■	/	/	■	/	■	■	/	■	■	/	/	/	/	/
	★	22	業務委託	建設関連業務において、指名競争入札における業者選定等は、指名審査委員会で審議し決定する。	■	農林水産部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	/	/	/	/	/	/	■	/	/	■	/	■	■	/	■	■	/	/	/	/	/
		23	物品購入	物品の集中調達等において、契約の方法は、入札又はオープンカウンター方式による見積合わせを原則とする。	■	出納事務局	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		24	物品購入	予定価格の設定に当たっては、購入実績及び最新の市場価格等を調査したうえで算出する。	■	全部局等	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	★	25	物品購入	印刷類の入札において、予定価格は仕様書等により価格を構成する諸要素を積み上げて積算した原価等により算出する。	■	出納事務局、議会事務局、教育庁、選挙管理委員会	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	■	/	■	■	/	■	■	/	/	/	/
(3) 談合その他不正行為の排除の徹底																											
		26	共通	入札及び企画競争型随意契約等の参加資格は、県税等の滞納がないこと、暴力団員又は暴力団関係者でないこと、入札参加制限を受けていないこと等を要件とする。	■	全部局等	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
		27	共通	契約書に、契約解除や不当介入に関する通報等の暴力団排除条項を明記する。	■	全部局等	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	★	28	共通	紙入札において、入札書の提出期限を開札の前日以前とし、業者同士が事前に会わないようにする。	■	商工労働部、警察本部	/	/	/	/	/	/	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	■	/	/	/	/
		29	共通	談合情報に適切に対応するため、工事請負及び建設関連業務委託以外の契約についても、談合情報対応マニュアル等を作成する。	■	出納事務局	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	★	30	工事請負	入札において電子入札を実施する。	■	総務部、農林水産部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	/	■	/	/	/	/	■	/	/	■	/	■	■	/	■	■	/	/	/	/	
		31	工事請負	建設工事入札参加資格審査において、建設業法違反等による減点を実施する。(等級格付評価項目)	■	土木建築部	/	/	/	/	/	/	/	/	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		32	工事請負	入札参加資格者が、粗雑工事、事故、贈賄及び、不正行為、暴力団との関係等に基づく措置要件に該当するときは、指名停止措置を行う。	■	全部局等	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	★	33	工事請負	談合情報があった場合には、談合情報対応マニュアル等に基づき対応する。	■	総務部、企画部、環境部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	/	■	■	■	/	/	■	■	■	■	/	■	■	/	■	■	/	/	/	/	/

項目	取組番号	区分	取組内容	■実施済 ○未実施	取組部局	知事	総務	企画	環境	生活	こども	保健	農林	商工	文化	土木	出納	企業	病院	議会	教育	警察	選管	監査	人事	労働		
						公室				福祉																		
基本理念1 「契約の締結に至る過程における透明性及び公平性の確保」(つづき)	★	34	業務委託	建設関連業務等の談合情報があった場合には、談合情報対応マニュアル等に基づき対応する。	■	総務部、企画部、環境部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	/	■	■	■	/	/	/	■	■	■	■	/	■	■	/	■	■	/	/	/	/	/
		35	業務委託	建設関連業務において、入札参加資格者が、契約違反、贈賄、不正行為、暴力団との関係等に基づく措置要件に該当するときは、指名停止措置を行う。	■	全部局等	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
		36	物品購入	「県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程」に定める競争入札参加資格者が、契約違反、贈賄、不正行為、暴力団との関係等に基づく要件に該当するときは、指名停止措置を行う。	■	出納事務局	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		37	物品購入	オープンカウンター方式による見積合わせにおいて、電子入札を実施する。	■	出納事務局	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
基本理念2 「事業者等の適正な利益の確保」	★	(4) 利便性の向上又は手続の効率化																										
37-2		工事請負	契約の締結に当たって、電子保証を実施する。	■	総務部、企画部、環境部、保健医療介護部、農林水産部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	/	■	■	■	/	/	■	■	/	■	■	/	■	■	/	■	■	/	■	■	/	■	■
2 県契約の適正な履行の確保に関する基本的な事項（第6条第2項第2号）																												
基本理念2 「事業者等の適正な利益の確保」	(1) 適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結の防止																											
	★	37-3	共通	価格等の変動若しくは変更に基づく対価又は契約内容の変更に関し必要な事項を契約書に詳細に記載する。	■	知事部局（知事公室を除く）、企業局、病院事業局、議会事務局、教育庁、警察本部、人事委員会、労働委員会		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
		37-4	共通	価格等の変動又は変更が生じた場合に、契約変更の必要性について、明示的に協議を行う。	■	知事部局、企業局、病院事業局、議会事務局、教育庁、警察本部、人事委員会、労働委員会	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	★	38	工事請負	入札において、最低制限価格制度を実施する。	■	総務部、企画部、環境部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	/	■	■	■	/	/	/	■	■	■	■	/	■	■	/	■	■	/	/	/	/	/
		39	工事請負	総合評価一般競争入札等において、低入札調査基準価格及び失格基準価格を設定する。	■	農林水産部、土木建築部、企業局	/	/	/	/	/	/	/	■	/	/	■	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/

項目	取組番号	区分	取組内容	■実施済 ○未実施	取組部局	知事	総務	企画	環境	生活福祉	こども	保健	農林	商工	文化	土木	出納	企業局	病院	議会	教育庁	警察	選管	監査委	人事委	労働委	
						公室																					
基本理念2 「事業者等の適正な利益の確保」 (つづき)	★	40	業務委託	建設関連業務の入札において、最低制限価格を設定する。	■	総務部、企画部、環境部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	/	■	■	■	/	/	/	■	■	■	■	/	■	■	/	■	■	/	/	/	
		41	業務委託	建設関連業務の入札において、低入札調査基準価格を設定する。	■	企画部、農林水産部、土木建築部	/	/	■	/	/	/	/	■	/	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
		42	業務委託	庁舎等管理業務の入札において、最低制限価格を設定する。	■	知事公室、総務部、生活福祉部、こども未来部、保健医療介護部、農林水産部、商工労働部、土木建築部、企業局、病院事業局、議会事務局、教育庁、警察本部	■	■	/	/	■	■	■	■	/	■	/	■	■	■	■	■	■	/	/	/	
		43	業務委託	契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることを禁止するほか、仕様書等で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせることを禁止する。	■	全部局等	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
		44	物品購入	印刷物の製造の請負において、一括下請負を禁止する。	■	全部局等	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
		45	物品購入	印刷物の製造の請負に係る入札において、最低制限価格を設定する。	■	出納事務局、議会事務局、教育庁、選挙管理委員会	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	■	/	■	■	/	■	/	/	/	/	
(2) 価格以外の多様な要素の考慮																											
★	45-2	共通	入札参加資格審査や企画競争型随意契約の相手先選定等において、「適切な価格転嫁及び賃金の引上げの推進により地域経済の活性化に取り組む共同宣言（次項において「共同宣言」という。）」の趣旨を踏まえたパートナーシップ構築宣言を行う企業を評価する。	■	総務部、保健医療介護部、商工労働部	■				/	■	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
★	45-3	共通	入札参加資格審査や企画競争型随意契約の相手先選定等において、共同宣言の趣旨を踏まえた沖縄県所得向上応援企業認証制度に基づく認証企業を評価する。	■	総務部、保健医療介護部、商工労働部	■				/	■	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	46	工事請負	建設工事の競争入札参加資格審査において、主要5工種（土木、建築、電気、管、舗装）については、建設業者の施工能力等に応じた発注を行うため、経営事項審査の審査項目及び事業者の工事成績、資格者等の雇用、企業表彰等を評価し、等級を設定する。	■	土木建築部	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
★	46-2	工事請負	建設工事入札参加資格審査において、おきなわSDGsパートナーに登録している建設業者を評価する。（等級格付評価項目）	■	保健医療介護部、土木建築部	/	/	/	/	/	/	■	/	/	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
★	46-3	工事請負	建設工事入札参加資格審査において、うちなー健康経営宣言に登録している建設業者を評価する。（等級格付評価項目）	■	保健医療介護部、土木建築部	/	/	/	/	/	/	■	/	/	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	

項目	取組番号	区分	取組内容	■実施済 ○未実施	取組部局	知事	総務	企画	環境	生活	こども	保健	農林	商工	文化	土木	出納	企業	病院	議会	教育	警察	選管	監査	人事	労働	
						公室				福祉																	
基本理念2 「事業者等の適正な利益の確保」 (つづき)	47	工事請負	入札において、工事の品質確保を目的として、価格と技術力を総合的に評価し落札者を決定する総合評価一般競争入札を実施する。	■	農林水産部、土木建築部、企業局	/	/	/	/	/	/	/	■	/	/	■	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	48	工事請負	総合評価一般競争入札において、同種工事の施工実績等により企業及び配置予定技術者の能力を評価する。	■	農林水産部、土木建築部、企業局	/	/	/	/	/	/	/	■	/	/	■	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	49	工事請負	一般競争入札において、工事内容及び金額に応じ、施工形態、同種工事の実績、配置技術者の資格等を参加資格要件とする。	■	総務部、企画部、環境部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	/	■	■	■	/	/	/	■	■	■	■	/	■	■	/	■	■	/	/	/	/	
	50	業務委託	建設関連業務の入札において、業務の品質確保を目的として、価格と技術力を総合的に評価し落札者を決定する総合評価一般競争入札を実施する。	■	農林水産部、土木建築部	/	/	/	/	/	/	/	■	/	/	■	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	51	業務委託	建設関連業務の総合評価一般競争入札において、同種業務等の実績等により企業及び配置予定技術者の能力を評価する。	■	農林水産部、土木建築部	/	/	/	/	/	/	/	■	/	/	■	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	52	業務委託	建築関係コンサルタント名簿（総合評価点順位）作成において、経営事項、技術的事項、地域貢献その他事項を評価項目とする。	■	土木建築部	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	★53	業務委託	建設関連業務の入札において、業務内容に応じ、同種業務の実績、担当技術者の資格等を参加資格要件とする。	■	総務部、企画部、環境部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	/	■	■	■	/	/	/	■	■	■	■	/	■	■	/	■	■	/	/	/	/	/
	★54	業務委託	建設関連業務等において、技術提案等を評価し最適な受注者を選定するため、プロポーザル方式を実施する。	■	総務部、企画部、農林水産部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁	/	■	■	/	/	/	/	■	/	/	■	/	■	■	/	■	/	/	/	/	/	/
★55	業務委託	主に価格以外の条件を重視する必要がある場合には、公募等により業務内容等に係る企画を提案させ、提案者の中から契約目的に最も適した者を選定する企画競争型随意契約を行う。	■	知事部局、病院事業局、議会事務局、教育庁、警察本部、選挙管理委員会	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	/	■	■	■	■	■	/	/	/	
基本理念3 「労働環境の整備促進」	(3)適正な賃金水準の確保																										
	56	共通	年度途中での最低賃金額の改定に伴い、発注先が最低賃金違反を発生させないよう配慮を行う。	■	全部局等	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	★56-2	工事請負	総合評価一般競争入札において、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事を試行する。	■	保健医療介護部、土木建築部、企業局	/	/	/	/	/	/	■	/	/	■	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
57	業務委託	業務委託における人件費の積算に当たっては、業務内容に照らして適切な人員数・時間数等を計上する。	■	全部局等	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	

項目	取組番号	区分	取組内容	■実施済 ○未実施	取組部局	知事	総務	企画	環境	生活福祉	こども	保健	農林	商工	文化	土木	出納	企業局	病院	議会	教育庁	警察	選管	監査委	人事委	労働委	
						公室																					
基本理念 3 「労働環境の整備促進」 (つづき)	58	業務委託	庁舎等管理業務の契約において、労働関係法令遵守の義務付けや、必要に応じて法令遵守状況の調査を可能とする条項を契約書に明記する。	■	知事部局（出納事務局を除く）、企業局、病院事業局、議会事務局、教育庁、警察本部	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	59	業務委託	庁舎等管理業務の受託者に対して、労働者の生活の安定を図る観点から、最低賃金の減額の特例許可を得ることについて、極力行わないよう配置人員数や警備時間等の配慮を求める。	■	全部局等	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
(4) 社会保険に係る法令遵守																											
	60	共通	県と県契約を締結した事業者等に対して、社会保険の加入状況や賃金支払状況等について調査を行う。	■	商工労働部	/	/	/	/	/	/	/	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	61	工事請負	建設工事入札参加資格審査において、事業者が社会保険の適用事業所の場合は、当該保険に加入していること等を要件とする。	■	商工労働部、土木建築部	/	/	/	/	/	/	/	■	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
★	62	工事請負	建設工事請負契約約款において、請負契約金額内訳書に法定福利費を明示することを規定する。	■	総務部、企画部、環境部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	/	■	■	■	/	/	/	■	■	■	■	/	■	■	/	■	■	/	/	/	/	/
★	63	工事請負	受注者（元請業者）と社会保険未加入者との一次下請契約を原則として禁止する。	■	総務部、企画部、環境部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	/	■	■	■	/	/	/	■	■	■	■	/	■	■	/	■	■	/	/	/	/	/
★	64	工事請負	受注者（元請業者）と社会保険未加入者との下請契約（二次以下含む。）を原則として禁止する。	■	総務部、企画部、環境部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	/	■	■	■	/	/	/	■	■	■	■	/	■	■	/	■	■	/	/	/	/	/
★	65	工事請負	下請業者が社会保険未加入建設業者である場合、受注者に対しペナルティー（指名停止、工事成績評点減点等）を実施する。	■	農林水産部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	/	/	/	/	/	/	■	/	/	■	/	■	■	/	■	■	/	/	/	/	/	/
★	66	工事請負	二次以下の下請業者について、社会保険加入状況を確認するとともに、未加入の場合は改善指導を行う。	■	企画部、環境部、農林水産部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	/	/	■	■	/	/	/	■	/	■	■	/	■	■	/	■	■	/	/	/	/	/
★	67	業務委託	建設関連業務の入札参加資格審査において、事業者が社会保険の適用事業所の場合は、当該保険に加入していること等を要件とする。	■	総務部、企画部、環境部、農林水産部、商工労働部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	/	■	■	■	/	/	/	■	■	/	■	/	■	■	/	■	■	/	/	/	/	/

項目	取組番号	区分	取組内容	■実施済 ○未実施	取組部局	知事	総務	企画	環境	生活	こども	保健	農林	商工	文化	土木	出納	企業	病院	議会	教育	警察	選管	監査	人事	労働	
						公室				福祉																	
基本理念 3 「労働環境の整備促進」 (つづき)	★	68	業務委託	庁舎等管理業務において、入札時に雇用労働者の社会保険への加入状況を書面で確認する。	■	知事公室、総務部、企画部、環境部、こども未来部、保健医療介護部、農林水産部、商工労働部、土木建築部、企業局、病院事業局、議会事務局、教育庁、警察本部	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	★	69	業務委託	入札や企画競争の参加資格審査において、事業者が社会保険の適用事業所の場合は当該保険に加入していることを要件とする。	■	知事部局、企業局、病院事業局、議会事務局、教育庁、警察本部、選挙管理委員会、監査委員事務局	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
		70	物品購入	「県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程」に定める競争入札参加資格審査において、事業者の社会保険への加入状況を要件とする。	■	出納事務局	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	■	／	／	／	／	／	／	／	／	／
(5) 労働環境の整備・労働福祉の促進																											
★	71	共通	入札参加資格審査や企画競争型随意契約の相手先選定等において、雇用環境改善（人材育成に優れている）等を推進する企業を評価する。	■	保健医療介護部、商工労働部	／	／	／	／	／	／	■	／	■	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
	72	共通	入札参加資格審査や企画競争型随意契約の相手方選定等において、事業者の健康診断の受診率及び保健指導の実施率並びにがん検診の受診率及び受診勧奨等の状況を評価する。	■	保健医療介護部	／	／	／	／	／	／	■	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
	73	工事請負	建設工事入札参加資格審査において、建設業退職金共済制度の履行状況を評価する。（等級格付評価項目）	■	土木建築部	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	■	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
★	73-2	工事請負	建設工事入札参加資格審査において、建設キャリアアップシステムに登録している建設業者を評価する。（等級格付評価項目）	■	保健医療介護部、土木建築部、企業局	／	／	／	／	／	／	■	／	／	／	■	／	■	／	／	／	／	／	／	／	／	／
★	73-3	工事請負	「建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」に基づき、指標の達成状況に応じて工事成績評価を行う。	■	保健医療介護部、土木建築部、企業局	／	／	／	／	／	／	■	／	／	／	■	／	■	／	／	／	／	／	／	／	／	／
★	74	工事請負	「週休2日試行工事の実施要領」に基づき、建設現場における週休2日の推進を図る。	■	環境部、農林水産部、商工労働部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	／	／	／	■	／	／	■	■	／	■	／	■	■	／	■	■	／	／	／	／	／	／
	75	工事請負	土木工事において週休2日工事を実施する場合には、工事費の割増補正を行うとともに、工事成績評価において働き方改革に係る取組を評価する。	■	農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁	／	／	／	／	／	／	■	／	／	■	／	■	／	■	／	■	／	／	／	／	／	／
★	76	工事請負	特記仕様書において、建設業退職金共済制度や、建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険への加入の義務付け等、労働福祉への取組を記載する。	■	総務部、企画部、環境部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	／	■	■	■	／	／	■	■	■	■	／	■	■	／	■	■	／	／	／	／	／	／

項目	取組番号	区分	取組内容	■実施済 ○未実施	取組部局	知事 公室	総務	企画	環境	生活 福祉	こども	保健	農林	商工	文化	土木	出納	企業 局	病院	議会	教育 庁	警察	選管	監査 委	人事 委	労働 委
	★ 77	業務委託	建設関連業務において、業務環境改善要領を策定し特記仕様書に明記する。	■	農林水産部、土木建築部、企業局、病院事業局、警察本部	/	/	/	/	/	/	/	■	/	/	■	/	■	/	/	■	/	/	/	/	/

3 県契約に関する施策を総合的に推進するために必要な事項（第6条第2項第3号）

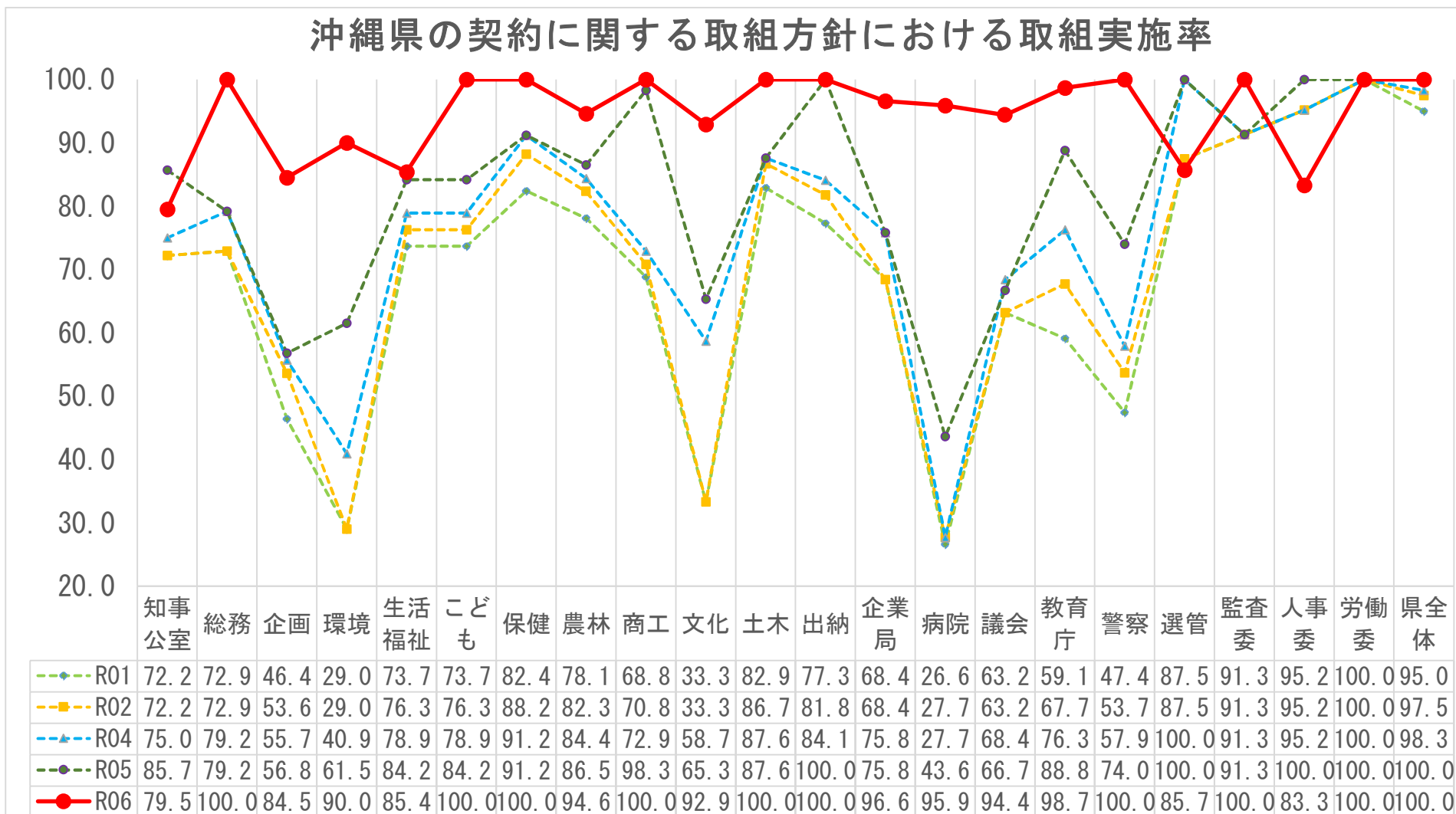
基本理念 2 「事業者等の適正な利益の確保」	(1) 県内中小企業の受注機会の確保																									
	78	共通	「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」に基づき、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用の促進を図る。	■	商工労働部	/	/	/	/	/	/	/	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	79	共通	県内企業では対応できない場合又は県内企業のみでは競争性が確保できない場合を除き、県内企業へ優先的に発注するよう努める。	■	全部局等	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	80	共通	県の発注部局における県内企業への発注実績及び県産品の使用実績を年度毎に取りまとめ、県産品優先使用等連絡会議で検討を行い、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用の効果的運用に努める。	■	商工労働部	/	/	/	/	/	/	/	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	81	共通	県機関及び市町村に対し、官公需適格組合の活用等の中小企業者の受注機会の増大のための取組推進を呼びかける。	■	商工労働部	/	/	/	/	/	/	/	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	★ 82	工事請負	同時期に分離分割発注する工事においては、取り扱いを設定する。	■	農林水産部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁	/	/	/	/	/	/	/	■	/	■	■	/	■	■	/	■	/	/	/	/	/
	★ 83	工事請負	入札において、競争が確保されない場合を除き、契約の内容に応じて地域要件を設定する。	■	総務部、企画部、環境部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	/	■	■	■	/	/	/	■	■	■	■	/	■	■	/	■	■	/	/	/	
	★ 84	工事請負	一定の発注金額以上の工事については、構成員の技術向上を図るため、県内中小企業等を構成員に加えた特定JVへの発注方式を採用する。	■	企画部、農林水産部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁	/	/	■	/	/	/	/	■	/	■	/	■	■	/	■	/	■	/	/	/	
	★ 85	工事請負	入札において、工事規模や難易度に応じて参加資格要件を設定する。	■	総務部、企画部、環境部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	/	■	■	■	/	/	/	■	■	■	■	/	■	■	/	■	■	/	/	/	
	86	工事請負	総合評価一般競争入札において、地域内での拠点、近隣地域での施工実績、県内企業の下請活用を評価する。	■	農林水産部、土木建築部、企業局	/	/	/	/	/	/	/	■	/	■	/	■	/	■	/	/	/	/	/	/	/
87	工事請負	総合評価一般競争入札において、国や地方自治体との災害協定締結等の地域貢献を評価する。	■	農林水産部、土木建築部、企業局	/	/	/	/	/	/	/	■	/	■	/	■	/	■	/	/	/	/	/	/	/	

項目	取組番号	区分	取組内容	■実施済 ○未実施	取組部局	知事	総務	企画	環境	生活福祉	子ども	保健	農林	商工	文化	土木	出納	企業局	病院	議会	教育庁	警察	選管	監査委	人事委	労働委	
						公室																					
基本理念2 「事業者等の適正な利益の確保」 (つづき)	★	88	業務委託	庁舎等管理業務の入札において、参加資格者数が一定程度確保される業務について、地域要件を設定する。	■	総務部、環境部、子ども未来部、商工労働部、土木建築部、病院事業局、議会事務局、教育庁、警察本部	／	■	／	■	／	■	／	■	／	■	／	■	／	■	／	■	／	■	／	／	／
	★	89	業務委託	建設関連業務に係る入札において、競争が確保されない場合を除き、契約の内容に応じて地域要件を設定する。	■	総務部、企画部、環境部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	／	■	■	／	／	／	■	■	■	■	／	■	■	／	■	■	／	／	／	／	
	★	90	業務委託	建設関連業務の一般競争入札において、県内企業のみでは対応が困難な業務については県内企業を構成員に加えた共同企業体で発注する。	■	企画部、土木建築部、企業局、病院事業局	／	／	■	／	／	／	／	／	／	■	／	■	■	／	／	／	／	／	／	／	／
	★	91	業務委託	建築関係コンサルタント名簿（総合評価点順位）により委託業務の委託金額及び設計難易度に応じて、入札参加の条件を設定する。	■	農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁、警察本部	／	／	／	／	／	／	■	／	／	■	／	■	■	／	■	■	／	／	／	／	／
		92	物品購入	複写サービス等に関する一括契約の一般競争入札において、地域を分割して発注する。	■	出納事務局	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	■	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
	★	93	物品購入	事務用品等の単価契約において、複数の種類に分割して入札・契約を行う。	■	土木建築部、出納事務局、企業局、教育庁、警察本部	／	／	／	／	／	／	／	／	／	■	■	■	／	／	■	■	／	／	／	／	／
(2) 県産品の利用の促進																											
	94	共通	庁用物品をはじめ、県で使用する物品について、規格、品質、価格等が適正な県産品（県内において製造・加工される製品）がある場合は、入札等に係る関係法令等に従いながら、これを優先して使用するよう努める。	■	全部局等	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
★	95	工事請負	特記仕様書等において、適格な県産建設資材の優先使用、使用状況報告書の提出を明記し推奨する。	■	総務部、企画部、環境部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	／	■	■	■	／	／	／	■	■	■	■	／	■	■	／	■	■	／	／	／	／	
★	96	工事請負	沖縄県リサイクル資材評価認定制度（ゆいくる）を実施し、再資源化資材は原則ゆいくるの材を使用し、その他は優先的にゆいくるの材を使用する。	■	総務部、企画部、環境部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	／	■	■	■	／	／	／	■	■	■	■	／	■	■	／	■	■	／	／	／	／	
(3) 障害者その他の就業支援が必要な者の雇用の促進に資する取組																											
基本理念3 「労働環境の整備促進」	★	97	共通	入札参加資格審査や企画競争型随意契約の相手方選定等において、障害者雇用を推進する企業を評価する。	■	保健医療介護部、商工労働部、土木建築部、議会事務局	／	／	／	／	／	／	■	／	■	／	■	／	／	■	／	／	／	／	／	／	／
		98	工事請負	建設工事入札参加資格審査において、障害者雇用及び協力雇用主を評価する。（等級格付評価項目）	■	土木建築部	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	■	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／

項目	取組番号	区分	取組内容	■実施済 ○未実施	取組部局	知事	総務	企画	環境	生活福祉	子ども	保健	農林	商工	文化	土木	出納	企業局	病院	議会	教育庁	警察	選管	監査委	人事委	労働委	
						公室																					
基本理念 3 「労働環境の整備促進」 (つづき)	99	業務委託	沖縄県障害者優先調達方針に基づき、障害者就労施設等から供給可能な物品等について県機関へ情報提供を行うとともに、調達目標の設定及び実績の公表等により、優先調達の促進を図る。	■	生活福祉部、子ども未来部	/	/	/	/	■	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	100	業務委託	沖縄県障害者優先調達方針に基づき、物品又は役務の調達に当たっては、障害者就労施設等から優先的に調達を行うよう努める。	■	全部局等	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	★101	業務委託	花壇管理業務等において、障害者就労施設等への優先発注を行う。	■	総務部、病院事業局、議会事務局、警察本部	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	■	■	■	■	■	/	/	/	/	
	102	物品購入	沖縄県障害者優先調達方針に基づき、障害者就労施設等から供給可能な物品等について県機関へ情報提供を行うとともに、調達目標の設定及び実績の公表等により、優先調達の促進を図る。	■	生活福祉部、子ども未来部	/	/	/	/	■	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	103	物品購入	沖縄県障害者優先調達方針に基づき、物品又は役務の調達に当たっては、障害者就労施設等から優先的に調達を行うよう努める。	■	全部局等	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
(4) 男女共同参画の推進に配慮した事業活動																											
	104	工事請負	総合評価一般競争入札において、配置予定技術者が出産・育児等で休業していた期間に相当する期間について、工事成績等の審査対象期間を緩和する。	■	農林水産部、土木建築部、企業局	/	/	/	/	/	/	/	■	/	/	■	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	
	105	工事請負	総合評価一般競争入札において、若手又は女性技術者への配置を評価する。	■	農林水産部、土木建築部、企業局	/	/	/	/	/	/	/	■	/	/	■	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	
	106	業務委託	建設関連業務の総合評価一般競争入札において、配置予定技術者が出産・育児等で休業していた期間に相当する期間について、工事成績等の審査対象期間を緩和する。	■	土木建築部	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
(5) 地域における雇用の確保																											
★	107	共通	入札参加資格審査や企画競争型随意契約の相手先選定等において、沖縄県産業雇用拡大県民運動（雇用の創出）等を推進する企業を評価する。	■	保健医療介護部、商工労働部	/	/	/	/	/	/	/	■	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
★	108	工事請負	入札において、受注者と配置予定技術者の間に直接的雇用関係があることを参加要件とする。	■	総務部、企画部、環境部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	/	■	■	■	/	/	/	■	■	■	■	/	■	■	/	■	■	/	/	/	/	
	109	工事請負	建設工事入札参加資格審査において、新卒者雇用及び若年者雇用を評価する。（等級格付評価項目）	■	土木建築部	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
★	110	業務委託	シルバー人材センター等への委託可能業務を優先発注する。	■	環境部、生活福祉部、子ども未来部、農林水産部、商工労働部、病院事業局、警察本部	/	/	/	■	■	■	/	■	■	/	/	/	■	/	/	■	/	/	/	/	/	

項目	取組番号	区分	取組内容	■実施済 ○未実施	取組部局	知事	総務	企画	環境	生活福祉	子ども	保健	農林	商工	文化	土木	出納	企業局	病院	議会	教育庁	警察	選管	監査委	人事委	労働委		
						公室																						
その他 ▼地域経済への活性化等への配慮	(6) 事業者の有する専門的な技術又は伝統的な技能の承継																											
	111	工事請負	総合評価一般競争入札において、登録基幹技能者の配置を評価する。	■	農林水産部、土木建築部、企業局	/	/	/	/	/	/	/	■	/	/	■	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	112	工事請負	総合評価一般競争入札において、配置予定技術者の資格、継続教育の状況を評価する。	■	農林水産部、土木建築部、企業局	/	/	/	/	/	/	/	■	/	/	■	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	(7) 県民の安全・安心な生活に資する取組																											
	(8) 環境に配慮した事業活動																											
	★	113	共通	沖縄県環境保全率先実行計画に基づき、受託事業者に対して、業務実施に当たっては環境に配慮を行うよう協力を求める。	■	環境部、商工労働部、土木建築部、企業局、議会事務局、教育庁、警察本部	/		■	/	/	/		■		■	/	■	/	■	■	/	/	/	/	/	/	
		114	工事請負	建設工事入札参加資格審査で、ISO14001及びエコアクション21の認証取得を評価する。(等級格付評価項目)	■	土木建築部	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	★	115	工事請負	特定建設資材廃棄物や建設発生土について、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう建設リサイクル法等を遵守することを特記仕様書に明記する。	■	総務部、企画部、環境部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部	/	■	■	■	/	/	/	■	■	■	■	/	■	■	/	■	■	/	/	/	/	
	★	116	工事請負	入札において、工事の内容により赤土流出防止対策工事の施工実績を有することを参加資格要件とする。	■	企画部、環境部、農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁、警察本部	/	/	■	■	/	/	/	■	/	/	■	/	■	/	/	■	■	/	/	/	/	
		117	物品購入	沖縄県グリーン購入調達方針に基づき、環境配慮型製品の優先的な購入に努める。	■	全部局等	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	(9) その他の社会貢献活動																											
		118	工事請負	総合評価一般競争入札において、ボランティア活動による地域貢献の実績を評価する。	■	農林水産部、土木建築部、企業局	/	/	/	/	/	/	/	■	/	/	■	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	
	119	工事請負	建設工事入札参加資格審査において、加入している建設業団体の社会貢献活動を評価する。(等級格付評価項目)	■	土木建築部	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	■	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		

沖縄県の契約に関する取組方針における取組実施率



※取組実施率は、取組合計数から「該当しない取組（／）」を除いたものを分母とし、取組を実施しているもの（■）を分子として算出している。

目次

沖縄県の契約に関する取組方針

平成 31 年 3 月 27 日策定
令和 6 年 2 月 7 日改定

沖 縄 県

はじめに	1
1 沖縄県の契約に関する条例について	1
2 取組方針の構成	2
沖縄県の契約に関する取組方針	3
1 県契約の締結に当たって取り組むべき事項（第 6 条第 2 項第 1 号）	3
基本理念 1 契約の締結に至る過程における透明性及び公平性の確保	
(1) 契約の過程及び内容の透明性の確保	3
(2) 競争の公正性の確保	4
(3) 談合その他不正行為の排除の徹底	4
2 県契約の適正な履行の確保に関する基本的な事項（第 6 条第 2 項第 2 号）	5
基本理念 2 事業者等の適正な利益の確保	
(1) 適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結の防止	6
(2) 価格以外の多様な要素の考慮	6
基本理念 3 労働環境の整備促進	
(3) 適正な賃金水準の確保	7
(4) 社会保険に係る法令遵守	9
(5) 労働環境の整備・労働福祉の促進	10
3 県契約に関する施策を総合的に推進するために必要な事項（第 6 条第 2 項第 3 号）	10
基本理念 2 事業者等の適正な利益の確保	
(1) 県内中小企業の受注機会の確保	10
(2) 県産品の利用の促進	11
基本理念 3 労働環境の整備促進	
(3) 障がい者その他の就業支援が必要な者の雇用の促進に資する取組	12
(4) 男女共同参画の推進に配慮した事業活動	12
(5) 地域における雇用の確保	13
その他 地域経済の活性化等への配慮	
(6) 事業者の有する専門的な技術又は伝統的な技能の承継	13
その他 社会的責任を果たす取組への配慮	
(7) 県民の安全・安心な生活に資する取組	14
(8) 環境に配慮した事業活動	14
(9) その他の社会貢献活動	14
各取組の取組部局等	15
主な用語の解説	19
沖縄県の契約に関する条例	22
沖縄県の契約に関する条例施行規則	24

はじめに

1 沖縄県の契約に関する条例について

(1) 条例制定の背景

近年、社会経済情勢の変化により、公共サービスの効率化やコスト縮減が図られるなか、発注者である沖縄県の厳しい財政状況や事業者間での価格競争に加え、人件費の高騰等を背景とした事業者の収益性の低下など様々な要因が重なった結果、入札の不調・不落の発生や、良質な労働力の確保に影響が出始めるなど、公共サービスの質の確保が懸念されています。

また、県が締結する契約については、これまで、透明性及び公平性の確保並びに品質の確保が求められてきましたが、近年では、これらに加え、県との契約に携わる事業者等の法令遵守や、労働環境の整備、地域における雇用の機会の創出等、社会的な要請も多様化してきました。

これらのことから、県契約に関する施策を総合的に推進するため、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、当該施策の基本となる事項を定めるため、沖縄県の契約に関する条例（平成30年条例第41号）を制定し、平成30年4月1日に施行しました。

(2) 条例の目的（第1条）

条例は、県契約に関する施策を総合的に推進し、もって「公共サービスの質の確保及び向上」並びに「地域経済の活性化」及び「雇用の機会の創出」に寄与することを目的としています。

(3) 条例の対象（第2条）

条例の対象となる契約は、県が事業者と締結する売買、貸借（リース）、請負その他の契約で、県が事業者からのその目的たる給付に対して対価を支払うものです。

また、条例が適用される県の機関には、知事部局の他、企業局、病院事業局、議会事務局、教育庁、警察本部、各種委員会が含まれます。

<条例の対象となる契約の例>

- 機械、車両、消耗品等の物品購入
- パソコンやコピー機等のリース
- 建設工事、印刷等の請負
- 建設工事に係る業務委託
- 清掃・警備等の業務委託
- 通信・運搬等の役務の提供

<条例の対象とならない契約の例>

- 県が対価を支払わない契約（県への贈与、県が貸付を行う内容の契約等）
- 事業者ではないものに対価を支払う契約（県と職員との雇用契約等）
- 規則で除外する契約（土地等の取用に係る損失補償契約等）

(4) 基本理念（第3条）

条例の目的を実現するための基本的な考え方として、3つの基本理念を規定しています。条例では、「県契約はこれらが図られるよう締結され、履行されなければならない」としています。

<条例の基本理念>

- 1 契約締結に至る過程における透明性及び公平性が確保されること
- 2 事業者等の適正な利益が確保されること
- 3 労働環境の整備が促進されること

(5) 県の責務（第4条）及び事業者等の責務（第5条）

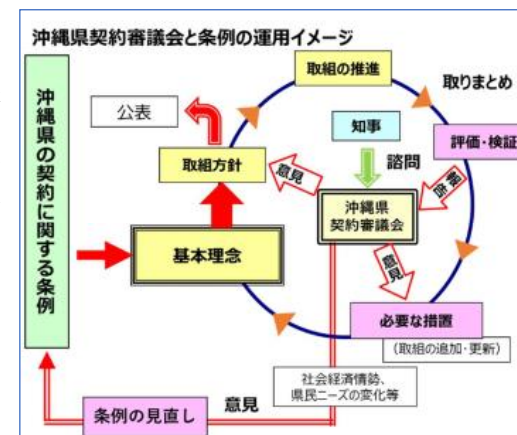
県は、基本理念にのっとり、県契約に関する施策を策定し、実施する責務があります。また、県契約に携わる事業者やその下請負人は、県契約に携わる者として社会的な責任を有していることを認識し、法令の遵守や県契約を適正に履行する義務があります。また、事業者等は県契約に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(6) 県の取組方針（第6条）

県は、県契約に関する施策を実施するに当たって、県が取り組むべき方針（以下「取組方針」といいます。）を定め、公表することとしています。県が取組方針を定めるに当たって、又はこれを変更するに当たっては、第三者機関である沖縄県契約審議会の意見を聴く必要があります。

(7) 沖縄県契約審議会（第7条）

沖縄県契約審議会は、知事の諮問に応じて、取組方針の策定又は変更並びにその重要事項について調査審議を行わせるために設置された第三者機関です。審議会において、取組方針に掲げた取組の実施状況について検証を行い、その意見を取組改善に反映させるなど、PDCAサイクルを継続的に実施することで、取組の実効性を高めていくこととしています。



2 取組方針の構成

取組方針とは、条例第6条に定める、契約に関する施策を実施するに当たって県が取り組むべき方針であり、基本理念の実現を図るための具体的な取組を、以下の3つの柱で体系的にまとめたものです。

- 1 県契約の締結に当たって取り組むべき事項（条例第6条第2項第1号）
- 2 県契約の適正な履行の確保に関する基本的な事項（条例第6条第2項第2号）
- 3 県契約に関する施策を総合的に推進するために必要な事項（条例第6条第2項第3号）

沖縄県の契約に関する取組方針

【凡例】 ■既に実施している取組 ○今後実施を検討する取組

1 県契約の締結に当たって取り組むべき事項（第6条第2項第1号）

基本理念 1

契約の締結に至る過程における透明性及び公平性の確保

(1) 契約の過程及び内容の透明性の確保

【共通】

- 1 随意契約（少額随意契約等を除く。）の契約実績を四半期ごとに取りまとめ、沖縄県公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）で公表する。
- 2 随意契約については、運用指針である「随意契約ガイドライン」等に基づき実施し、随意契約の適用については、公平な条件の下で競争性・合理性・経済性を客観的かつ総合的に判断する。

【工事請負契約】

- 3 入札に係る公告及び入札結果を沖縄県入札情報システムに掲載するほか、契約締結後においては、入札過程及び結果に関する事項を閲覧に供する。
- 4 入札に係る発注見通しをホームページ等で公表する。
- 5 予定価格及び最低制限価格は、事後公表とする。
- 6 「沖縄県公共工事入札契約適正化委員会」を設置し、入札及び契約手続の運用状況等について学識経験者等の第三者へ報告し、意見を聞く。
- 7 入札及び契約の過程に関する苦情については、苦情処理手続要領に基づき対応する。
- 8 工事成績評価について受注者から説明を求められた場合は、工事成績評価通知実施要領に基づき速やかに回答する。

【業務委託契約】

- 9 建設関連業務において、入札に係る公告及び入札結果を沖縄県入札情報システムに掲載するほか、契約締結後においては、入札過程及び結果に関する事項を閲覧に供する。
- 10 一般競争入札に係る公告及び結果の公表をホームページ等で行う。
- 11 建設関連業務において、入札に係る発注見通しをホームページ等で公表する。
- 12 建設関連業務において、予定価格及び最低制限価格は事後公表とする。

- 13 建設関連業務において、「沖縄県公共工事入札契約適正化委員会」を設置し、入札及び契約手続の運用状況等について学識経験者等の第三者へ報告し、意見を聞く。

【物品購入】

- 14 一般競争入札に係る公告及び結果の公表をホームページ等で行う。
- 15 オープンカウンター方式による契約状況（契約業者、採用価格）についてホームページで公表する。

(2) 競争の公正性の確保

【共通】

- 16 契約の方式は、透明性、公正性が最も優れている一般競争入札を原則とする。

【工事請負契約】

- 17 予定価格の設定に当たっては、最新の労務単価、資材等の実勢価格を適正・迅速に反映させる。
- 18 一般競争入札において、工事毎に入札参加資格要件等を定めるときは、入札参加資格委員会で審議し決定する。
- 19 指名競争入札における業者選定等は、指名審査委員会で審議し決定する。

【業務委託契約】

- 20 建設関連業務及び庁舎等管理業務において、予定価格の設定に当たっては、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適正・迅速に反映する。
- 21 建設関連業務において、一般競争入札参加資格要件等を定めるときは、入札参加資格委員会で審議し決定する。
- 22 建設関連業務において、指名競争入札における業者選定等は、指名審査委員会で審議し決定する。

【物品購入】

- 23 物品の集中調達等において、契約の方法は、入札又はオープンカウンター方式による見積合わせを原則とする。
- 24 予定価格の設定に当たっては、購入実績及び最新の市場価格等を調査したうえで算出する。
- 25 印刷類の入札において、予定価格は仕様書等により価格を構成する諸要素を積み上げて積算した原価等により算出する。

(3) 談合その他不正行為の排除の徹底

【共通】

- 26 入札及び企画競争型随意契約等の参加資格は、県税等の滞納がないこと、暴力団員又は暴力団関係者でないこと、入札参加制限を受けていないこと等を要件とする。

- 27 契約書に、契約解除や不当介入に関する通報等の暴力団排除条項を明記する。
- 28 紙入札において、入札書の提出期限を開札の前日以前とし、業者同士が事前に会わないようにする。
- 29 談合情報に適切に対応するため、工事請負及び建設関連業務委託以外の契約についても、談合情報対応マニュアル等を作成する。

【工事請負契約】

- 30 入札において電子入札を実施する。
- 31 建設工事入札参加資格審査において、建設業法違反等による減点を実施する。(等級格付評価項目)
- 32 入札参加資格者が、粗雑工事、事故、贈賄及び、不正行為、暴力団との関係等に基づく措置要件に該当するときは、指名停止措置を行う。
- 33 談合情報があった場合には、談合情報対応マニュアル等に基づき対応する。

【業務委託契約】

- 34 建設関連業務等の談合情報があった場合には、談合情報対応マニュアル等に基づき対応する。
- 35 建設関連業務において、入札参加資格者が、契約違反、贈賄、不正行為、暴力団との関係等に基づく措置要件に該当するときは、指名停止措置を行う。

【物品購入】

- 36 「県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程」に定める競争入札参加資格者が、契約違反、贈賄、不正行為、暴力団との関係等に基づく要件に該当するときは、指名停止措置を行う。
- 37 オープンカウンター方式による見積合わせにおいて、電子入札を実施する。

基本理念 2

事業者等の適正な利益の確保

(4) 利便性の向上又は手続の効率化

【工事請負契約】

- 37-2 契約の締結に当たって、電子保証を実施する。

2 県契約の適正な履行の確保に関する基本的な事項（第6条第2項第2号）

基本理念 2

事業者等の適正な利益の確保

(1) 適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結の防止

【共通】

- 37-3 価格等の変動若しくは変更に基づく対価又は契約内容の変更に関し必要な事項を契約書に詳細に記載する。
- 37-4 価格等の変動又は変更が生じた場合に、契約変更の必要性について、明示的に協議を行う。

【工事請負契約】

- 38 入札において、最低制限価格制度を実施する。
- 39 総合評価一般競争入札等において、低入札調査基準価格及び失格基準価格を設定する。
- 17 (再掲) 予定価格の設定に当たっては、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適正・迅速に反映させる。

【業務委託契約】

- 40 建設関連業務の入札において、最低制限価格を設定する。
- 41 建設関連業務の入札において、低入札調査基準価格を設定する。
- 42 庁舎等管理業務の入札において、最低制限価格を設定する。
- 20 (再掲) 建設関連業務及び庁舎等管理業務において、予定価格の設定に当たっては、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適正・迅速に反映する。
- 43 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることを禁止するほか、仕様書等で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせることを禁止する。

【物品購入】

- 44 印刷物の製造の請負において、一括下請負を禁止する。
- 45 印刷物の製造の請負に係る入札において、最低制限価格を設定する。

(2) 価格以外の多様な要素の考慮

【共通】

- 45-2 入札参加資格審査や企画競争型随意契約の相手先選定等において、「適切な価格転嫁及び賃金の引上げの推進により地域経済の活性化に取り組む共同宣言(次項において「共同宣言」という。)」の趣旨を踏まえたパートナーシップ構築宣言を行う企業を評価する。
- 45-3 入札参加資格審査や企画競争型随意契約の相手先選定等において、共同宣言の趣旨を踏まえた沖縄県所得向上応援企業認証制度に基づく認証企業を評価する。

【工事請負契約】

- 46 建設工事の競争入札参加資格審査において、主要5工種(土木、建築、電気、管、舗装)については、建設業者の施工能力等に応じた発注を行うため、経営事項審査の審査項目及び事業者の工事成績、資格者等の雇用、企業表彰等を評価し、等級を設定する。
- 46-2 建設工事入札参加資格審査において、おきなわSDGsパートナーに登録している建設業者を評価する。(等級格付評価項目)
- 46-3 建設工事入札参加資格審査において、うちな一健康経営宣言に登録している建設業者を評価する。(等級格付評価項目)
- 47 入札において、工事の品質確保を目的として、価格と技術力を総合的に評価し落札者を決定する総合評価一般競争入札を実施する。
- 48 総合評価一般競争入札において、同種工事の施工実績等により企業及び配置予定技術者の能力を評価する。
- 49 一般競争入札において、工事内容及び金額に応じ、施工形態、同種工事の実績、配置技術者の資格等を参加資格要件とする。

【業務委託契約】

- 50 建設関連業務の入札において、業務の品質確保を目的として、価格と技術力を総合的に評価し落札者を決定する総合評価一般競争入札を実施する。
- 51 建設関連業務の総合評価一般競争入札において、同種業務等の実績等により企業及び配置予定技術者の能力を評価する。
- 52 建築関係コンサルタント名簿(総合評価点順位)作成において経営事項、技術的事項、地域貢献その他事項を評価項目とする。
- 53 建設関連業務の入札において、業務内容に応じ、同種業務の実績、担当技術者の資格等を参加資格要件とする。
- 54 建設関連業務等において、技術提案等を評価し最適な受注者を選定するため、プロポーザル方式を実施する。
- 55 主に価格以外の条件を重視する必要がある場合には、公募等により業務内容等に係る企画を提案させ、提案者の中から契約目的に最も適した者を選定する企画競争型随意契約を行う。
- 43 (再掲)契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることを禁止するほか、仕様書等で指定した契約の主たる部分の履行を第三者への委任し、又は請負わせることを禁止する。

【物品購入】

- 44 (再掲)印刷物の製造の請負において、一括下請負を禁止する。

【共通】

- 56 年度途中での最低賃金額の改定に伴い、発注先が最低賃金法違反を発生させることがないように配慮を行う。
- 37-3 (再掲)価格等の変動若しくは変更に基づく対価又は契約内容の変更に関し必要な事項を契約書に詳細に記載する。
- 37-4 (再掲)価格等の変動又は変更が生じた場合に、契約変更の必要性について、明示的に協議を行う。
- 45-2 (再掲)入札参加資格審査や企画競争型随意契約の相手先選定等において、「適切な価格転嫁及び賃金の引上げの推進により地域経済の活性化に取り組む共同宣言(次項において「共同宣言」という。)」の趣旨を踏まえたパートナーシップ構築宣言を行う企業を評価する。
- 45-3 (再掲)入札参加資格審査や企画競争型随意契約の相手先選定等において、共同宣言の趣旨を踏まえた沖縄県所得向上応援企業認証制度に基づく認証企業を評価する。

【工事請負契約】

- 56-2 総合評価一般競争入札において、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事を試行する。
- 17 (再掲)予定価格の設定に当たっては、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適正・迅速に反映させる。
- 38 (再掲)入札において、最低制限価格制度を実施する。
- 39 (再掲)総合評価一般競争入札等において、低入札調査基準価格及び失格基準価格を設定する。

【業務委託契約】

- 20 (再掲)建設関連業務及び庁舎等管理業務において、予定価格の設定に当たっては、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適正・迅速に反映する。
- 57 業務委託における人件費の積算に当たっては、業務内容に照らして適切な人員数・時間数等を計上する。
- 40 (再掲)建設関連業務の入札において、最低制限価格を設定する。
- 41 (再掲)建設関連業務の入札において、低入札調査基準価格を設定する。
- 42 (再掲)庁舎等管理業務の入札において、最低制限価格を設定する。
- 58 庁舎等管理業務の契約において、労働関係法令遵守の義務付けや必要に応じて法令遵守状況の調査を可能とする条項を契約書に明記する。
- 59 庁舎等管理業務の受託者に対して、労働者の生活の安定を図る観点から、最低賃金の減額の特例許可を得ることについて、極力行わないよう配置人員数や警備時間等の配慮を求める。

基本理念 3

労働環境の整備促進

(3) 適正な賃金水準の確保

【物品購入】

- 24 (再掲) 予定価格の設定に当たっては、購入実績及び最新の市場価格等を調査したうえで算出する。
- 25 (再掲) 印刷類の入札において、予定価格は仕様書等により価格を構成する諸要素を積み上げて積算した原価等により算出する。
- 44 (再掲) 印刷物の製造の請負において、一括下請負を禁止する。
- 45 (再掲) 印刷物の製造の請負に係る入札において、最低制限価格を設定する。

(4) 社会保険に係る法令遵守

【共通】

- 60 県と県契約を締結した事業者等に対して、社会保険の加入状況や賃金支払状況等について調査を行う。

【工事請負契約】

- 61 建設工事入札参加資格審査において、事業者が社会保険の適用事業所の場合は、当該保険に加入していること等を要件とする。
- 62 建設工事請負契約約款において、請負契約金額内訳書に法定福利費を明示することを規定する。
- 63 受注者(元請業者)と社会保険未加入者との一次下請契約を原則として禁止する。
- 64 受注者(元請業者)と社会保険未加入者との下請契約(二次以下含む。)を原則として禁止する。
- 65 下請業者が社会保険未加入建設業者である場合、受注者に対しペナルティー(指名停止、工事成績評点減点等)を実施する。
- 66 二次以下の下請業者について、社会保険加入状況を確認するとともに、未加入の場合は改善指導を行う。

【業務委託契約】

- 67 建設関連業務の入札参加資格審査において、事業者が社会保険の適用事業所の場合は、当該保険に加入していること等を要件とする。
- 68 庁舎等管理業務において、入札時に雇用労働者の社会保険への加入状況を書面で確認する。
- 69 入札や企画競争の参加資格審査において、事業者が社会保険の適用事業所の場合は当該保険に加入していることを要件とする。

【物品購入】

- 70 「県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程」に定める競争入札参加資格審査において、事業者の社会保険への加入状況を要件とする。

(5) 労働環境の整備・労働福祉の促進

【共通】

- 71 入札参加資格審査や企画競争型随意契約の相手先選定等において、雇用環境改善(人材育成に優れている)等を推進する企業を評価する。
- 72 入札参加資格審査や企画競争型随意契約の相手方選定等において、事業者の健康診断の受診率及び保健指導の実施率並びにがん検診の受診率及び受診勧奨等の状況の評価する。

【工事請負契約】

- 73 建設工事入札参加資格審査において、建設業退職金共済制度の履行状況の評価する。(等級格付評価項目)
- 73-2 建設工事入札参加資格審査において、建設キャリアアップシステムに登録している建設業者を評価する。(等級格付評価項目)
- 73-3 「建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」に基づき、指標の達成状況に応じて工事成績評定を行う。
- 46-3 (再掲)建設工事入札参加資格審査において、うちな一健康経営宣言に登録している建設業者を評価する。(等級格付評価項目)
- 74 「週休2日試行工事の実施要領」に基づき、建設現場における週休2日の推進を図る。
- 75 土木工事において週休2日工事を実施する場合には、工事費の割増補正を行うとともに、工事成績評定において働き方改革に係る取組を評価する。
- 76 特記仕様書において、建設業退職金共済制度や、建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険への加入の義務付け等、労働福祉への取組を記載する。

【業務委託契約】

- 77 建設関連業務において、業務環境改善要領を策定し特記仕様書に明記する。

3 県契約に関する施策を総合的に推進するために必要な事項(第6条第2項第3号)

基本理念2

事業者等の適正な利益の確保

(1) 県内中小企業の受注機会の確保

【共通】

- 78 「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」に基づき、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用の促進を図る。
- 79 県内企業では対応できない場合又は県内企業のみでは競争性が確保できない場合を除き、県内企業へ優先的に発注するよう努める。

- 80 県の発注部局における県内企業への発注実績及び県産品の使用実績を年度毎に取りまとめ、県産品優先使用等連絡会議で検討を行い、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用の効果的運用に努める。
- 81 県機関及び市町村に対し、官公需適格組合の活用等の中小企業者の受注機会の増大のための取組推進を呼びかける。

【工事請負契約】

- 46 (再掲)建設工事の競争入札参加資格審査において、主要5工種(土木、建築、電気、管、舗装)については、建設業者の施工能力等に応じた発注を行うため、経営事項審査の審査項目及び事業者の工事成績、資格者等の雇用、企業表彰等を評価し、等級を設定する。
- 82 同時期に分離分割発注する工事においては、取り分けを設定する。
- 83 入札において、競争が確保されない場合を除き、契約の内容に応じて地域要件を設定する。
- 84 一定の発注金額以上の工事については、構成員の技術向上を図るため、県内中小企業等を構成員に加えた特定JVへの発注方式を採用する。
- 85 入札において、工事規模や難易度に応じて参加資格要件を設定する。
- 86 総合評価一般競争入札において、地域内での拠点、近隣地域での施工実績、県内企業の下請活用を評価する。
- 87 総合評価一般競争入札において、国や地方自治体との災害協定締結等の地域貢献を評価する。

【業務委託契約】

- 88 庁舎等管理業務の入札において、参加資格者数が一定程度確保される業務について、地域要件を設定する。
- 89 建設関連業務に係る入札において、競争が確保されない場合を除き、契約の内容に応じて地域要件を設定する。
- 90 建設関連業務の一般競争入札において、県内企業のみでは対応が困難な業務については県内企業を構成員に加えた共同企業体で発注する。
- 91 建築関係コンサルタント名簿(総合評価点順位)により委託業務の委託金額及び設計難易度に応じて、入札参加の条件を設定する。

【物品購入】

- 92 複写サービス等に関する一括契約の一般競争入札において、地域を分割して発注する。
- 93 事務用品等の単価契約において、複数の種類に分割して入札・契約を行う。

(2) 県産品の利用の促進

【共通】

- 78 (再掲)「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」に基づき、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用の促進を図る。

- 80 (再掲)県の発注部局における県内企業への発注実績及び県産品の使用実績を年度毎に取りまとめ、県産品優先使用等連絡会議で検討を行い、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用の効果的運用に努める。
- 94 庁用物品をはじめ、県で使用する物品について、規格、品質、価格等が適正な県産品(県内において製造・加工される製品。)がある場合は、入札等に係る関係法令等に従いながら、これを優先して使用するよう努める。

【工事請負契約】

- 95 特記仕様書等において、適格な県産建設資材の優先使用、使用状況報告書の提出を明記し推奨する。
- 96 沖縄県リサイクル資材評価認定制度(ゆいくる)を実施し、再資源化資材は原則としてゆいくる材を使用し、その他は優先的にゆいくる材を使用する。

基本理念3

労働環境の整備促進

(3) 障害者その他の就業支援が必要な者の雇用の促進に資する取組

【共通】

- 97 入札参加資格審査や企画競争型随意契約の相手方選定等において、障害者雇用を推進する企業を評価する。

【工事請負契約】

- 98 建設工事入札参加資格審査において、障害者雇用及び協力雇用主を評価する。(等級格付評価項目)

【業務委託契約】

- 99 沖縄県障害者優先調達方針に基づき、障害者就労施設等から供給可能な物品等について県機関へ情報提供を行うとともに、調達目標の設定及び実績の公表等により、優先調達の促進を図る。
- 100 沖縄県障害者優先調達方針に基づき、物品又は役務の調達に当たっては、障害者就労施設等から優先的に調達を行うよう努める。
- 101 花壇管理業務等において、障害者就労施設等への優先発注を行う。

【物品購入】

- 102 沖縄県障害者優先調達方針に基づき、障害者就労施設等から供給可能な物品等について県機関へ情報提供を行うとともに、調達目標の設定及び実績の公表等により、優先調達の促進を図る。
- 103 沖縄県障害者優先調達方針に基づき、物品又は役務の調達に当たっては、障害者就労施設等から優先的に調達を行うよう努める。

(4) 男女共同参画の推進に配慮した事業活動

【工事請負契約】

- 104 総合評価一般競争入札において、配置予定技術者が出産・育児等で休業していた期間に相当する期間について、工事成績等の審査対象期間を緩和する。
- 105 総合評価一般競争入札において、若手又は女性技術者の配置を評価する。

【業務委託契約】

- 106 建設関連業務の総合評価一般競争入札において、配置予定技術者が出産・育児等で休業していた期間に相当する期間について、工事成績等の審査対象期間を緩和する。

(5) 地域における雇用の確保

【共通】

- 71 (再掲)入札参加資格審査や企画競争型随意契約の相手先選定等において、雇用環境改善(人材育成に優れている)等を推進する企業を評価する。
- 107 入札参加資格審査や企画競争型随意契約の相手先選定等において、沖縄県産業雇用拡大県民運動(雇用の創出)等を推進する企業を評価する。

【工事請負契約】

- 108 入札において、受注者と配置予定技術者の間に直接的雇用関係があることを参加要件とする。
- 105 (再掲)総合評価一般競争入札において、若手又は女性技術者の配置を評価する。
- 86 (再掲)総合評価一般競争入札において、地域内での拠点、近隣地域での施工実績、県内企業の下請活用を評価する。
- 109 建設工事入札参加資格審査において、新卒者雇用及び若年者雇用を評価する。(等級格付評価項目)
- 98 (再掲)建設工事入札参加資格審査において、障害者雇用及び協力雇用主を評価する。(等級格付評価項目)

【業務委託契約】

- 110 シルバー人材センター等への委託可能業務を優先発注する。

その他	地域経済の活性化等への配慮
-----	---------------

(6) 事業者の有する専門的な技術又は伝統的な技能の承継

【工事請負契約】

- 109 (再掲)建設工事入札参加資格審査において、新卒者雇用及び若年者雇用を評価する。(等級格付評価項目)
- 111 総合評価一般競争入札において、登録基幹技能者の配置を評価する。
- 112 総合評価一般競争入札において、配置予定技術者の資格、継続教育の状況を評価する。

- 105 (再掲)総合評価一般競争入札において、若手又は女性技術者の配置を評価する。

その他	社会的責任を果たす取組への配慮
-----	-----------------

(7) 県民の安全・安心な生活に資する取組

【工事請負契約】

- 87 (再掲)総合評価一般競争入札において、国や地方自治体との災害協定締結等の地域貢献を評価する。

(8) 環境に配慮した事業活動

【共通】

- 113 沖縄県環境保全率先実行計画に基づき、受託事業者に対して、業務実施に当たっては環境に配慮を行うよう協力を求める。

【工事請負契約】

- 114 建設工事入札参加資格審査で、ISO14001及びエコアクション21の認証取得を評価する。(等級格付評価項目)
- 96 (再掲)沖縄県リサイクル資材評価認定制度(ゆいくる)を実施し、再資源化資材は原則としてゆいくる材を使用し、その他は優先的にゆいくる材を使用する。
- 115 特定建設資材廃棄物や建設発生土について、周辺的生活環境に影響を及ぼさないよう建設リサイクル法等を遵守することを特記仕様書に明記する。
- 116 入札において、工事の内容により赤土流出防止対策工事の施工実績を有することを参加資格要件とする。

【物品購入】

- 117 沖縄県グリーン購入調達方針に基づき、環境配慮型製品の優先的な購入に努める。

(9) その他の社会貢献活動

【工事請負契約】

- 118 総合評価一般競争入札において、ボランティア活動による地域貢献の実績を評価する。
- 119 建設工事入札参加資格審査において、加入している建設業団体の社会貢献活動を評価する。(等級格付評価項目)

各取組の取組部局等

取組番号	取組部局
1	全部局等
2	全部局等
3	農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁、警察本部
4	企画部、農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁、警察本部
5	企画部、環境部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、教育庁、警察本部
6	知事部局、教育庁、警察本部
7	知事部局、企業局、教育庁、警察本部
8	農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁
9	農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁、警察本部
10	知事公室、総務部、企画部、環境部、子ども生活福祉部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁
11	企画部、環境部、農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁
12	企画部、環境部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、教育庁、警察本部
13	知事部局、教育庁、警察本部
14	保健医療部、農林水産部、出納事務局、教育庁
15	出納事務局
16	全部局等
17	全部局等
18	知事部局、企業局、教育庁、警察本部
19	農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁、警察本部
20	全部局等
21	農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁
22	農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁
23	出納事務局
24	全部局等
25	出納事務局、教育庁、選挙管理委員会
26	全部局等
27	全部局等
28	警察本部
29	出納事務局
30	農林水産部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部
31	土木建築部
32	全部局等
33	農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、教育庁、警察本部
34	農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、警察本部
35	全部局等
36	出納事務局
37	出納事務局

37-2	※令和5年度に新設(令和6年度に取組部局を調査)
37-3	※令和5年度に新設(令和6年度に取組部局を調査)
37-4	※令和5年度に新設(令和6年度に取組部局を調査)
38	企画部、環境部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部
39	農林水産部、土木建築部、企業局
40	企画部、環境部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部
41	企画部、農林水産部、土木建築部
42	知事公室、総務部、保健医療部、農林水産部、商工労働部、土木建築部、企業局、病院事業局、議会事務局、教育庁、県警本部
43	全部局等
44	全部局等
45	出納事務局、議会事務局、教育庁、選挙管理委員会
45-2	※令和5年度に新設(令和6年度に取組部局を調査)
45-3	※令和5年度に新設(令和6年度に取組部局を調査)
46	土木建築部
46-2	※令和5年度に新設(令和6年度に取組部局を調査)
46-3	※令和5年度に新設(令和6年度に取組部局を調査)
47	農林水産部、土木建築部、企業局
48	農林水産部、土木建築部、企業局
49	総務部、企画部、環境部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部
50	農林水産部、土木建築部
51	農林水産部、土木建築部
52	土木建築部
53	企画部、環境部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部
54	総務部、企画部、農林水産部、土木建築部、教育庁
55	知事部局、病院事業局、議会事務局、教育庁、選挙管理委員会
56	全部局等
56-2	※令和5年度に新設(令和6年度に取組部局を調査)
57	全部局等
58	知事公室、総務部、企画部、環境部、子ども生活福祉部、保健医療部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、議会事務局、教育庁、警察本部
59	全部局等
60	商工労働部
61	商工労働部、土木建築部
62	企画部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、教育庁、県警本部
63	企画部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、教育庁、県警本部
64	企画部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、教育庁、県警本部
65	農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁

66	企画部、農林水産部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、教育庁、県警本部
67	企画部、環境部、農林水産部、商工労働部、土木建築部、病院事業局、教育庁、警察本部
68	知事公室、総務部、企画部、環境部、保健医療部、商工労働部、土木建築部、病院事業局、教育庁、県警本部
69	知事公室、総務部、企画部、環境部、子ども生活福祉部、保健医療部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、出納事務局、病院事業局、議会事務局、教育庁、警察本部、選挙管理委員会、監査委員事務局
70	出納事務局
71	商工労働部
72	保健医療部
73	土木建築部
73-2	※令和5年度に新設(令和6年度に取組部局を調査)
73-3	※令和5年度に新設(令和6年度に取組部局を調査)
74	環境部、農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁、警察本部
75	農林水産部、土木建築部、企業局、教育庁
76	企画部、農林水産部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部
77	農林水産部、土木建築部、企業局
78	商工労働部
79	全部局等
80	商工労働部
81	商工労働部
82	農林水産部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、教育庁
83	総務部、企画部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部
84	農林水産部、土木建築部、教育庁、企業局
85	総務部、企画部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部
86	農林水産部、土木建築部、企業局
87	農林水産部、土木建築部、企業局
88	総務部、病院事業局、教育庁、警察本部
89	総務部、企画部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁
90	企画部、土木建築部、企業局
91	農林水産部、土木建築部、教育庁
92	出納事務局
93	出納事務局、警察本部
94	全部局等
95	企画部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部
96	企画部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部
97	商工労働部
98	土木建築部
99	子ども生活福祉部

100	全部局等
101	総務部、議会事務局、警察本部
102	子ども生活福祉部
103	全部局等
104	農林水産部、土木建築部、企業局
105	農林水産部、土木建築部、企業局
106	土木建築部
107	商工労働部
108	総務部、企画部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁、警察本部
109	土木建築部
110	環境部、子ども生活福祉部、農林水産部
111	農林水産部、土木建築部、企業局
112	農林水産部、土木建築部、企業局
113	商工労働部、教育庁
114	土木建築部
115	企画部、環境部、農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部、土木建築部、企業局、病院事業局、教育庁
116	企画部、農林水産部、土木建築部、企業局
117	全部局等
118	農林水産部、土木建築部、企業局
119	土木建築部

主な用語の解説

あ

ISO14001

ISO（国際標準化機構）が定めた環境マネジメントシステムの仕様を定めた国際的規格のこと。環境マネジメントシステムとは、企業活動等により生じる環境負荷の低減に向けた方針及び目標を自ら設定し、その達成に向けて取り組み、その取組結果を確認及び評価し、改善していく仕組みのこと。

一般競争入札

契約の内容、入札の条件等を公告して、一定の資格を有する不特定多数の者を競争に参加させ、そのうち県に最も有利な条件で申込みをした者を選定し、その者と契約を締結する方法。

エコアクション21

環境省が定めた日本独自の環境マネジメントシステム。

オープンカウンター方式

公募型見積合わせのことで、広く事業者に見積書の提出を求め、予定価格の範囲内で最低価格の者と契約する方法。

沖縄県グリーン購入調達方針

「沖縄県グリーン購入基本方針」の規定に基づき、重点的に調達を推進する環境物品等の種類及び調達目標等を定めたもの。

沖縄県障害者優先調達方針

県における障害者就労支援施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るための方法や調達目標等を定めたもの。

沖縄県入札情報システム

建設工事及び建設関連業務の発注見通し情報、入札公告等の発注情報、入札結果等についてインターネットを通じて広く提供するサービス。

沖縄県リサイクル資材評価認定制度（ゆいくる）

循環型社会の構築に寄与するため、県内で排出された廃棄物を原料とした建設資材について、品質・性能、環境に対する安全性等の評価基準に適合する資材を「ゆいくる材」として認定する制度。

か

官公需適格組合

官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は、十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備されている組合として、国が証明したもの。なお、官公需とは、国や地方公共団体等が、物品を購入したり、サービスの提供を受けたり、工事を発注したりすることをいう。

企画競争型随意契約

契約の目的を達成するため、主に価格以外の条件を重視する必要がある場合に、公募又は指名により複数の者（受託希望者）からその目的に合致した企画を提案してもらい、その中から契約目的に最も適した者と随意契約をする方法。

業務委託契約

県がその業務を委託する契約で、庁舎管理業務、建設関連業務等の委託契約をいう。

業務環境改善要領

業務履行に当たって実施する業務環境の改善に向けた取組を明記したもの。取組は、受注者及び発注者が協議の上設定する。

協力雇用主

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する事業者のこと。

経営事項審査

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事を発注者から直接請け負うことを希望する建設業者が必ず受けなければならない審査で、経営状況、経営規模、技術的能力等の客観的事項について行われる建設業法に定める企業評価制度のこと。

県契約

県が事業者と締結する売買、貸借、請負その他の契約で、県が事業者からのその目的たる給付に対して対価を支払うものをいう。

建設関連業務

測量、建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント、調査業務等の建設工事に関連する業務。

建設業退職金共済制度

中小企業退職金共済法に基づき国が作った退職金制度で、建設業の事業主が、建設現場で働く労働者の共済手帳に、働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、その方々が建設業で働くことをやめたときに、制度の運用を行っている独立行政法人勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部（建退共）から退職金が支払われるというもの。

建設工事入札参加資格審査

県が発注する建設工事の入札に参加しようとする者の資格付与に係る審査のこと。発注件数や発注高が大きい特定の5業種（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業）については、建築業者の施工能力等に応じた発注を行うため、総合評価の結果に基づき等級格付を行っている。なお、総合評価とは、経営事項審査における総合評価値に、県独自の評価を加えたもの。

建設労災補償共済

建設業に従事する労働者が業務災害若しくは通勤災害により死亡した場合、重度の身体障害を残した場合又は傷病の状態にある場合に、国の労働災害補償保険に上乗せして給付等を行う法定外労災補償制度のこと。

県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針

県内企業の育成を図るため、県が県内企業への優先発注及び県産品の優先使用を推進するに当たっての取組方針を定めたもの。

工事請負契約

県が発注する建設工事の請負契約

さ

最低制限価格制度

契約の内容に適合した履行を確保するために必要があると認めるときは、予め最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度。

失格基準価格

入札において、当該入札価格では契約の内容に適合した履行が行われないと判断する基準となる価格。失格基準価格を下回る入札については失格となる。

指名競争入札

一定の資格を有する者のうちから、指名基準により選定した特定の者に対し、契約の内容、入札条件等を通知して競争に参加させ、そのうち県に最も有利な条件で申込みをした者を選定し、その者と契約を締結する方法。

指名停止措置

県の契約の相手方として不適切であると認められた場合に、入札参加資格を一定期間停止する措置。

随意契約

競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法。

随意契約ガイドライン

随意契約の運用指針であり、法令等の解釈と適用事例を示すことにより、契約事務の適性かつ円滑な運用を確保するとともに、県民に対する情報公開を推進し、もって契約事務の透明性、信頼性を保持することを目的として定めたもの。

総合評価一般競争入札

価格と価格以外の要素（企業の技術的能力、技術者の能力、地域貢献度等）を総合的に評価し、価格と技術の両面から最も優れた者を落札者とする方法。

た

単価契約

予め数量が確定することができないものについて、単価を契約の主目的とし、当該単価に一定期間において供給を受けた実績数量を乗じた金額を代価として支払うことを内容とする契約のこと。

庁舎等管理業務

庁舎等の維持管理に必要な清掃、警備、駐車場管理、廃棄物処理、中央監視、各種設備の保守点検に係る業務をいう。

低入札調査基準価格

低入札価格調査制度において、調査手続きを開始する場合の入札価格の基準となる価格をいう。低入札価格調査制度とは、予め設定した低入札調査基準価格を下回る入札があった場合に、その入札価格で適正な履行が可能であるか否かについて調査した上で、落札者を決定する方法。

電子入札

一連の入札手続（入札公告、案件閲覧、入札、開札等）について、インターネットを通じて行う方法。

登録基幹技術者

国が登録する工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習を修了した者をいう。なお、基幹技能者とは、熟練した技能を有し、かつ、安全管理・品質管理・原価管理・工程管理等のマネジメントができ、現場の責任施工を行うことができるいわば上級職長のこと。

特定JV

特定の建設工事の施工を目的として結成され、当該工事の完了、引渡しにより解散する共同企業体のこと。

は

物品購入

県が物品を購入する契約。印刷物の製造の請負契約を含む。

物品の集中調達

事務処理の専門化及び効率化、並びに経済的な調達を図るため、出納事務局において各部署等の物品を集中して調達すること。

や

予定価格

県が相手方を選定して契約を締結する際の契約金額決定の基準として予め作成する見積価格。

ら

労務単価

公共事業の費用の積算に用いる人件費単価のことで、国が毎年、公共事業に従事する労働者の賃金を県別、職種別に調査し、その調査結果に基づいて決定しており、公共工事設計労務単価、設計業務委託等技術者単価、建築保全業務労務単価等がある。

沖縄県の契約に関する条例

平成30年3月30日

条例第41号

（目的）

第1条 この条例は、県契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、県契約に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県契約に関する施策を総合的に推進し、もって公共サービスの質の確保及び向上並びに地域経済の活性化及び雇用の機会の創出に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県契約 県が事業者と締結する売買、貸借、請負その他の契約（規則で定めるものを除く。）で、県が事業者からのその目的たる給付に対して対価を支払うものをいう。
- (2) 事業者 県と県契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- (3) 事業者等 事業者及びその下請負人をいう。

（基本理念）

第3条 県契約は、その履行により提供されるサービスが県民の生活に密接に関連することに鑑み、その締結に至る過程における透明性及び公平性が確保されるとともに、事業者等の適正な利益が確保され、及び労働環境の整備が促進されるよう締結され、及び履行されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県契約に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者等の責務）

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、県契約の履行に携わる者として社会的な責任を有していることを認識し、法令を遵守するとともに、県契約を適正に履行しなければならない。

2 事業者等は、基本理念にのっとり、県契約に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（県の取組方針）

第6条 知事は、県契約に関する施策を実施するに当たって県が取り組むべき方針（以下「取組方針」という。）を定めるものとする。

2 取組方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 県契約の締結に当たって取り組むべき事項
- (2) 県契約の適正な履行の確保に関する基本的な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、県契約に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

3 知事は、取組方針を定めるに当たっては、沖縄県契約審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、取組方針を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、取組方針の変更について準用する。

(沖縄県契約審議会)

第7条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県契約審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例に定めるもののほか、県契約に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 審議会は、委員8人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者、労働者団体を代表する者及び経営者団体を代表する者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県の契約に関する条例施行規則

平成30年3月30日

規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県の契約に関する条例(平成30年沖縄県条例第41号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(県契約から除かれる契約)

第3条 条例第2条第1号の規則で定める契約は、次に掲げるものとする。

(1) 公共事業の用に供する土地の取得又はその事業の施行等により事業者が生じる損失を県が補償することを約する契約

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定の適用を受ける契約

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、商工労働部労働政策課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県児童福祉施設等嘱託医	日額 20,900
沖縄県女性相談支援センター嘱託医	日額 20,900

改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

地方公営企業法第 39 条第 2 項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第 28 号

地方公営企業法第 39 条第 2 項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第 39 条第 2 項に規定する知事が定める職を指定する規則（平成 18 年沖縄県規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号ウ中「、企画調整監」を削り、「班長」の次に「、支援主幹」を加え、同号エ中「班長」の次に「、支援主幹」を加え、第 2 号ウ中「室長」の次に「、病院管理監」を加え、同号に次のように加える。

オ 病院総務事務センターの所長及び副所長の職

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第 29 号

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則

沖縄県行政組織規則（昭和 49 年沖縄県規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 13 条の 7」を「第 13 条の 8」に、

「第 4 款 子ども生活福祉部（第 43 条—第 48 条の 3）」を

「第 4 款 生活福祉部（第 43 条—第 48 条の 2）」に、

第 4 款の 2 こども未来部（第 48 条の 3—第 48 条の 7）」

「第 4 款の 2 保健医療部」を「第 4 款の 3 保健医療介護部」に、「第 53 条」を「第 53 条の 3」に、

「第 1 款 消防学校（第 111 条—第 113 条）」を

「第 1 款 消防学校（第 111 条—第 113 条）」に、

第 2 款 平和祈念資料館（第 113 条の 2・第 113 条の 3）」

「第 5 節 子ども生活福祉部関係出先機関」を「第 5 節 生活福祉部関係出先機関」に、

「第 2 款 女性相談所（第 136 条・第 137 条）」

第 3 款 若夏学院（児童自立支援施設）（第 138 条—第 140 条）を「第 2 款から第 4 款まで 削除」に、

第 4 款 児童相談所（第 141 条—第 143 条）」

「第 9 款 平和祈念資料館（第 152 条・第 153 条）」を「第 9 款 削除」に、

「第 5 節の 2 保健医療部関係出先機関

第 1 款 削除

第 2 款 衛生環境研究所（第 156 条・第 157 条）」

第 3 款 保健所（第 158 条・第 159 条）」

第 4 款 総合精神保健福祉センター（第 160 条・第 161 条）」

第 5 款 食肉衛生検査所（第 162 条—第 171 条）」

「第 5 節の 2 こども未来部関係出先機関

第 1 款 若夏学院（児童自立支援施設）（第 153 条の 2・第 153 条の 3）」

第2款 児童相談所（第153条の4—第153条の6）

第3款 女性相談支援センター（第153条の7・第153条の8）

第5節の3 保健医療介護部関係出先機関

に改める。

第1款 削除

第2款 衛生環境研究所（第156条・第157条）

第3款 保健所（第158条・第159条）

第4款 総合精神保健福祉センター（第160条・第161条）

第5款 食肉衛生検査所（第162条—第171条）

第12条第5号中「子ども生活福祉部」を「生活福祉部」に改め、同条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第6号中「保健医療部」を「保健医療介護部」に改め、同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) こども未来部

第13条第1項に次の3号を加える。

(3) 平和に関する事項

(4) 地域外交に関する事項

(5) 知事から特に命ぜられた重要な事項

第13条第3項第2号中「総合開発及び」を「離島振興その他の」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 情報化に関する事項

第13条第5項中「子ども生活福祉部」を「生活福祉部」に改め、第3号を削り、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、同条第8項第1号中「、貿易及び鉱工業」を「及び工業」に改め、同項第2号中「労働」を「雇用及び労働」に改め、同条第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 産業振興に関する事項

(3) エネルギー供給に関する事項

第13条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、同条第6項中「保健医療部」を「保健医療介護部」に改め、同項第1号中「地域医療」の次に「及び介護」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 こども未来部においては、次に掲げる事務を分掌する。

(1) こども及び若者の福祉に関する事項

(2) 女性の福祉及び男女共同参画に関する事項

(3) 人権に関する事項

第13条の2の表中「班等名」を「班名」に改め、同表防災危機管理課の項中「防災危機管理班」を「防災班 危機管理班」に改め、同項の次に次のように加える。

特命推進課	特命推進班
平和・地域外交推進課	地域外交企画班 平和推進班

第13条の2に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、事務を所管する課の職及びそれ以外の職を兼務し、又は併任している職員で構成される部局横断的な組織（以下「マトリックス組織」という。）として、平和・地域外交推進課に海外対応調整班を置く。

第2章第2節第1款中第13条の6の次に次の2条を加える。

（特命推進課の事務）

第13条の7 特命推進課の所掌事務は、知事の特命事項の調整及び処理に関すること（他部他課の所掌に属するものを除く。）とする。

（平和・地域外交推進課の事務）

第13条の8 平和・地域外交推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 平和行政に関する施策の総合的企画、調整及び推進に関すること。

(2) 平和祈念資料館に関すること。

(3) 平和の礎に関すること。

(4) 日本国憲法の普及に関すること（他部他課の所掌に属するものを除く。）。

祉部生活安全安心課」に改め、同表北部医療センター・医師確保推進室長の項中「保健医療部」を「保健医療介護部」に改め、同表戦略推進室長の項及びFIBAバスケットボールワールドカップ2023開催支援室長の項を削り、同表中

「	旅券センター室長	文化観光スポーツ部 交流推進課	旅券センターに関する事務を総括する。	を
」				
「	旅券センター室長	文化観光スポーツ部 交流推進課	旅券センターに関する事務を総括する。	に、
	沿道景観推進室長	土木建築部道路管理 課	沿道景観推進室に関する事務を総括する。	
」				
「	課長補佐	必要と認める課	課長の職務を補佐する。	を
」				
「	支援主幹	必要と認める課	課の特定事項を処理するとともに、特に指定された業務に対する支援に関する事務に従事する。	に改
	財政調整主幹	総務部財政課	予算の編成及び執行その他財政に関する事務の一部を調整し、整理する。	
」				

め、同表主任医師の項及び主任看護師の項中「保健医療部地域保健課」を「保健医療介護部地域保健課」に改め、同表医師の項中「保健医療部医療政策課」を「保健医療介護部医療政策課」に改め、同表看護師の項中「保健医療部保健医療総務課」を「保健医療介護部保健医療総務課」に改める。

第249条の2第1項中「保健医療部」を「保健医療介護部」に改める。

第250条の表中

「	技術総括		土木施設の整備及び維持管理に関する事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。	を
」				
「	技術総括		土木施設の整備及び維持管理に関する事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。	に改
	支援主幹	必要と認める出先機 関	出先機関の特定事項を処理するとともに、特に指定された業務に対する支援に関する事務に従事する。	
」				

める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第241条第1号の表沖縄県本人確認情報保護審議会の項の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている機関に勤務している者又は改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている職に補せられている者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、これらの機関に相当する改正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された機関の勤務を命ぜられ、又はこれらの職に相当する改正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された職に補せられたものとみなす。

(沖縄県医療扶助審議会規則の一部改正)

- 沖縄県医療扶助審議会規則（昭和47年沖縄県規則第115号）の一部を次のように改正する。
第9条中「子ども生活福祉部保護・援護課」を「生活福祉部保護・援護課」に改める。

新旧対照表

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）新旧対照表	
改正案	現行
目次	目次
第1章 総則（第1条—第11条）	第1章 総則（第1条—第11条）
第2章 本庁機関	第2章 本庁機関
第1節 部等の名称及び事務分掌（第12条・第13条）	第1節 部等の名称及び事務分掌（第12条・第13条）
第2節 課の設置及び所掌事務	第2節 課の設置及び所掌事務
第1款 知事公室（第13条の2— <u>第13条の8</u> ）	第1款 知事公室（第13条の2— <u>第13条の7</u> ）
第1款の2 総務部（第14条—第28条）	第1款の2 総務部（第14条—第28条）
第2款 企画部（第29条—第32条の7）	第2款 企画部（第29条—第32条の7）
第3款 環境部（第33条—第42条）	第3款 環境部（第33条—第42条）
第4款 <u>生活福祉部</u> （第43条—第48条の2）	第4款 <u>子ども生活福祉部</u> （第43条—第48条の3）
<u>第4款の2 こども未来部</u> （第48条の3—第48条の7）	
<u>第4款の3 保健医療介護部</u> （第49条—第53条の3）	<u>第4款の2 保健医療部</u> （第49条—第53条）
第5款 農林水産部（第54条—第66条）	第5款 農林水産部（第54条—第66条）
第6款 商工労働部（第67条—第75条）	第6款 商工労働部（第67条—第75条）
第6款の2 文化観光スポーツ部（第76条—第86条）	第6款の2 文化観光スポーツ部（第76条—第86条）
第7款 土木建築部（第87条—第98条の3）	第7款 土木建築部（第87条—第98条の3）
第8款 主管課（第98条の4）	第8款 主管課（第98条の4）
第3節 部等に属しない組織	第3節 部等に属しない組織
第1款 出納事務局（第99条—第106条）	第1款 出納事務局（第99条—第106条）
第4節 部等内協議機関（第107条）	第4節 部等内協議機関（第107条）
第3章 出先機関	第3章 出先機関
第1節 通則（第108条—第110条）	第1節 通則（第108条—第110条）
第2節 知事公室関係出先機関	第2節 知事公室関係出先機関
第1款 消防学校（第111条—第113条）	第1款 消防学校（第111条—第113条）
第2款 <u>平和祈念資料館</u> （第113条の2・第113条の3）	

第3節 総務部関係出先機関

- 第1款 宮古事務所及び八重山事務所（第114条・第115条）
- 第2款 東京事務所（第116条・第117条）
- 第3款 削除
- 第4款 自治研修所（第120条・第121条）
- 第5款 県税事務所（第122条・第123条）
- 第6款 自動車税事務所（第124条・第125条）

第4節 環境部関係出先機関

- 第1款 削除
- 第2款 動物愛護管理センター（第128条—第133条）

第5節 生活福祉部関係出先機関

- 第1款 福祉事務所（第134条・第135条）
- 第2款から第4款 削除
(削除)
(削除)
- 第5款 知的障害者更生相談所（第144条）
- 第6款 身体障害者更生相談所（第145条—第147条）
- 第7款 削除
- 第8款 計量検定所（第150条・第151条）
- 第9款 削除

第5節の2 こども未来部関係出先機関

- 第1款 若夏学院（児童自立支援施設）（第153条の2・第153条の3）
- 第2款 児童相談所（第153条の4—第153条の6）
- 第3款 女性相談支援センター（第153条の7・第153条の8）

第5節の3 保健医療介護部関係出先機関

以下（略）

第2章 本庁機関

第1節 部等の名称及び事務分掌
(部等の名称)

第3節 総務部関係出先機関

- 第1款 宮古事務所及び八重山事務所（第114条・第115条）
- 第2款 東京事務所（第116条・第117条）
- 第3款 削除
- 第4款 自治研修所（第120条・第121条）
- 第5款 県税事務所（第122条・第123条）
- 第6款 自動車税事務所（第124条・第125条）

第4節 環境部関係出先機関

- 第1款 削除
- 第2款 動物愛護管理センター（第128条—第133条）

第5節 子ども生活福祉部関係出先機関

- 第1款 福祉事務所（第134条・第135条）
- 第2款 女性相談所（第136条・第137条）
- 第3款 若夏学院（児童自立支援施設）（第138条—第140条）
- 第4款 児童相談所（第141条—第143条）
- 第5款 知的障害者更生相談所（第144条）
- 第6款 身体障害者更生相談所（第145条—第147条）
- 第7款 削除
- 第8款 計量検定所（第150条・第151条）
- 第9款 平和祈念資料館（第152条・第153条）

第5節の2 保健医療部関係出先機関

以下（略）

第2章 本庁機関

第1節 部等の名称及び事務分掌
(部等の名称)

第12条 沖縄県部等設置条例により設置された部等は、次のとおりである。

- (1) 知事公室
- (2) 総務部
- (3) 企画部
- (4) 環境部
- (5) 生活福祉部
- (6) こども未来部
- (7) 保健医療介護部
- (8) 農林水産部
- (9) 商工労働部
- (10) 文化観光スポーツ部
- (11) 土木建築部

(部等の事務分掌)

第13条 知事公室においては、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 広報及び基地渉外に関する事項
- (2) 危機管理及び消防防災に関する事項
- (3) 平和に関する事項
- (4) 地域外交に関する事項
- (5) 知事から特に命ぜられた重要な事項

2 (略)

3 企画部においては、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 県政の総合的企画及び調整に関する事項
- (2) 離島振興その他の地域振興に関する事項
- (3) 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
- (4) 選挙、統計及び交通運輸に関する事項

第12条 沖縄県部等設置条例により設置された部等は、次のとおりである。

- (1) 知事公室
- (2) 総務部
- (3) 企画部
- (4) 環境部
- (5) 子ども生活福祉部
(新設)
- (6) 保健医療部
- (7) 農林水産部
- (8) 商工労働部
- (9) 文化観光スポーツ部
- (10) 土木建築部

(部等の事務分掌)

第13条 知事公室においては、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 広報及び基地渉外に関する事項
- (2) 危機管理及び消防防災に関する事項
(新設)
(新設)
(新設)

2 総務部においては、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 職員の人事及び福利厚生に関する事項
- (2) 議会及び県の行政一般に関する事項
- (3) 県の予算、税その他の財務に関する事項
- (4) 学事、条例の立案その他他部等の主管に属しない事項

3 企画部においては、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 県政の総合的企画及び調整に関する事項
- (2) 総合開発及び 地域振興に関する事項
- (3) 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
- (4) 選挙、統計及び交通運輸に関する事項

- (5) 情報化に関する事項
- 4 (略)
- 5 生活福祉部 においては、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 社会福祉及び社会保障に関する事項
 - (2) 県民生活及び交通安全に関する事項
(削る。)
- 6 こども未来部においては、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) こども及び若者の福祉に関する事項
 - (2) 女性の福祉及び男女共同参画に関する事項
 - (3) 人権に関する事項
- 7 保健医療介護部においては、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 地域医療及び介護に関する事項
 - (2)～(4) (略)
- 8 (略)
- 9 商工労働部においては、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 商業及び工業に関する事項
 - (2) 産業振興に関する事項
 - (3) エネルギー供給に関する事項
 - (4) 雇用及び労働に関する事項
- 10 (略)

- (新設)
- 4 環境部においては、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 環境の保全に関する事項
 - (2) 緑化の推進に関する事項
- 5 子ども生活福祉部においては、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 社会福祉及び社会保障に関する事項
 - (2) 県民生活及び交通安全に関する事項
 - (3) 平和及び男女共同参画に関する事項
(新設)
- 6 保健医療部 においては、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 地域医療に関する事項
 - (2) 保健衛生に関する事項
 - (3) 国民健康保険に関する事項
 - (4) 医務及び薬務に関する事項
- 7 農林水産部においては、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 農業、林業及び水産業に関する事項
 - (2) 農地関係の調整に関する事項
 - (3) 土地改良に関する事項
 - (4) 農林土木に関する事項
 - (5) 漁港に関する事項
- 8 商工労働部においては、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 商業、貿易及び鉱工業に関する事項
(新設)
 - (2) 労働に関する事項
(新設)
- 9 文化観光スポーツ部においては、次に掲げる事務を分掌する。
- (1) 文化に関する事項